

第六章

亀山領内の文化をめぐる諸相

第一節 宗教

第一項 亀山藩の寺社政策

亀山藩領の寺社分布 『九々五集』^{くくごしゅう}（巻第三上寺社・寺院部一三五頁・巻第六上古新高・所務部二八一頁）によれば亀山藩領では寺院一九三カ寺、神社二〇五社を数える。寺院については、寺号・院号を有する寺院は一五一カ寺、道場庵・堂守は四二カ寺であり、このうち、年頭に独礼が許されている「御目見寺」^{おめみえ}は四十一カ寺で、無本寺は三一カ寺となっている。「御目見寺」は亀山藩領の寺院の格式を意味しており、「御目見社」がないのは神社の場合、神職者の「御目見」^{おめみえ}として扱われていることによる。また無本寺については「追年本寺求ル多シ」と注記されているように寺院側の要求で本寺を求め末寺化する動きがみられることが注目される。また全寺院数一九三カ寺のほかに退転した寺院は三十八カ寺を数える。

宗旨としては六十二カ寺を有する浄土真宗高田派（高田宗）、三八カ寺を有する禅宗が優勢である。全信徒数三万四四三五人から見れば、高田派の信徒が一万八九七五人であり、実に半数

宗旨 神祇道など	寺院数（寺） 神職者他（人）	信徒数（人）
真言宗	19	240
天台宗	1	1
天台律宗	20	3,862
禅宗	38	6,287
浄土宗	17	2,383
本願寺宗	7	2,548
高田宗	62	18,975
仏光寺宗	1	58
法華宗	1	47
堂庵	27	
神祇道		34
禰宜	13	
山伏	27	
陰陽師	1	
合計	268	34,435

表36 亀山藩領の寺社数・信徒数

『九々五集』巻第三上135頁・巻第六上281・282頁より作成。

におよび、禅宗の信徒は六二八七人となっている（表36）。

藩主が藩の石高から寺院に対して給付している寺領高は元禄十一年（一六九八）で一〇〇石一斗九升一合、社領高は七四石九斗四升五勺であり、寺社領高は一七五石一斗三升一合五勺である（『九々五集』一三五頁・二八二頁）。

亀山藩の寺社編成 徳川将軍が寺院や神社に対して寺領や社領を寄進・安堵する場合、判物や朱印状を発給して認めるので、そうした寺院や神社は朱印地と称されるが、亀山藩領に朱印地はない。藩においても同様に寺領や社領を寄進・安堵する場合、判物や黒印状を発給して認めるので（藩によっては朱印状の場合もあるが）、そうした寺院や神社は黒印地と称される。亀山藩は延享元年（一七四四）に石川家が入部するまで転封が繰り返されるが、この間の近世前期を通じて寺領や社領が確定する。

亀山藩の寺社編成について明確ではないところもあるが、『九々五集』によれば亀山藩では「御印御証文」「御証文」で寺院や神社に対して寺領や社領を寄進・安堵することが行われている。「証文」は文書様式としての証文ではなく、寺領や社領を寄進・安堵する際に、証拠あるいは根拠となる文書の意味である。各藩主の発給文書を網羅的に収集したわけではないので、おおまかな傾向として入部した年かその翌年に集中して寺領や社領の安堵を行っている場合が多いと思われる。たとえば本多俊次は入部した翌年の寛永十四年（一六三七）に判物あるいは印判状で、石川昌勝は入部した慶安四年（一六五一）に「石川主殿頭従五位下 源 昌勝」の署名の判物で、板倉重常は入部した翌年の寛文十年（一六七〇）と同十三年に「隠岐守」の署名の印判状で安堵を行っている。いずれも藩主自らの直状の形式であるが、次第に判物から印判状へと、書札礼でいうところの薄札になっていると思われる。

また寺領や社領の給付ではなく寺地や社地を免税地にする除地にすることも行われている。除地を安堵する場合、五月二十

八日付の伊藤吉右衛門・新美弥五兵衛連署の触書に（『九々五集』巻第四上重常公代条目・法度部一七六頁）、

龜山領分寺社百姓迄、先御地頭^方除地之証文有之分は写をいたし、
本紙共ニ来月三日四日兩日之内、持参可被申候、以上

（朱筆）
「西ノ」五月廿八日

伊藤吉右衛門

（朱筆）
「兩印」

新美弥五兵衛

右寺社百姓中

とあるように、^{てんぼう}転封などによつて藩主家が変わる、あるいは藩主の代替わりがあると、証文の本紙と写しを藩に持参して除地が安堵されると思われる。

^{おぎゆう}大給松平家の場合は宗旨奉行（二名）の担当であるが、龜山に入部した宝永七年（一七一〇）八月に寺院境内、寺社領代々の御証文について本紙と写しを持参することを求めている。役所でそれらを一覧した後、あらためて証文を提出した寺院や神社に、その所の大庄屋・小庄屋・^{きもいり}肝煎を加えて役所に招き、基本的に「^{ただいままでのたか}只今迄之高、^{そのとおりにてくだされそうろう}其通ニ而被下候、^{そのころえあるべきのこと}其心得可有之事」という従来通りの安堵の方針を伝える。そして寺院や神社に従来通りの証文、あるいは大給松平家の役人の書付を望むかどうかを聞いた上で、希望がある場合は宗旨奉行の一存で判断できないので、御老衆に伺うことを伝えるが、ついでの時に伺うので、催促することは無用としている。実際に安堵の判物が一斉に渡されたのは、六年後の享保元年（一七一六）十一月十一日である。

当日は、藩の会所に御勝手御用人・宗旨奉行・大目付・御普請奉行・御書札方が出座して、当日出席できた七五人に対して寺院・神社・山伏・庄屋を一人ずつ呼び出して、判物を都合一

〇〇通渡している（「亀山拾冊之内亀山宗旨方等諸事覚」西尾市資料館寄託松明院文書）。大給松平家の場合、「松平和泉守」の署名の下に押印された印判状で安堵している。

このような判物や印判状によつて寺領や社領が寄進・安堵された寺院や神社、あるいは証文によつて除地とされた寺院や神社の中から、「御目見」が設定されている。「御目見」は上位者に謁見することであるが、武家社会で「御目見」と「御目見」以下が武士の身分あるいは格式を表すように、「御目見」でできる寺院（「御目見寺」）や神社と、「御目見」以下の寺院や神社に区別されている。寺院数一九三カ寺のうち、元禄十四年（一七〇一）正月六日の年始に藩主板倉重冬しげふゆに御礼の御挨拶が許されている寺院は四七カ寺、神社は五社（正確には神主五名）、山伏は二名となっている（表37）。これは「年頭御礼勤」といわれるように、藩からすれば、藩主と関わりが深く「御目得」おめみえがかなう格式の寺院や神社として編成されていることになる。

「御目見」の寺院や神社の数は藩主によつて異なるが、増加する傾向にあると思われる。石川家の場合、「独礼」とあり、藩主の前で、寺院や神社が集団で御礼の挨拶をするのではなく、個別に御礼の挨拶をすることになっていた（『九々五集』巻第二条目・証印部・七〇頁）。もちろん藩主家、あるいは藩主との個人的なつながりで「御目見」になった例もある。前者では藩主の菩提寺、後者では特別な祈願所（大給松平家における吉祥院）や、板倉重冬とのつながりで万寿寺養佐和尚が元禄十五年（一七〇二）に瑞光寺に入寺して「御目見」になっていることなどがそうである（『九々五集』巻第六中古新高・所務部三四九頁）。

こうしたことは武家社会で主君が代替わりすれば、あらためて主従関係を確認することと基本的には同じようなことが行われているのである。なお津の西来寺は亀山藩領に末寺が二〇カ寺あることによつて亀山藩主が在国している時に限って年礼と

川嶋村	野村	野村	阿野田村	伊舟野田村	国府村	住山村	岸岡村	和無田村	田村	田村	新所村	新所村	木崎村	木崎村	坂ノ下村	太田村	山本村	三日市村	三日市村	三日市村	三日市村	木崎村	新所村	新所村	広瀬村	深溝村	深溝村	長沢村	大久保村	西富田村	川崎村	川崎村	川崎村	辺法寺村	伊舟村	原尾村	野村	野村	東町	東町	万町	万町	西町	木崎村	西町	池山村	所在地			
西福寺	光明寺	真光寺	慈眼寺	太心寺	府南寺	円福寺	光勝寺	観音寺	光明寺	福寿院	長徳寺	誓正寺	延命寺	福蔵寺	金蔵院	弥勒院	西岸寺	慈尊院	良取院	摂取院	寿福寺	浄安寺	宝蔵寺	福聚寺	西光寺	普化庵	江西寺	円満寺	徳王寺	正法寺	一心院	長善寺	西生寺	不動院	養泉寺	宗徳寺	長福寺	照光寺	福泉寺	法因寺	誓昌院	遍照寺	善導寺	瑞光寺	安正寺	野登寺	寺院名			
当代始めて御目見	当代始めて御目見	当代始めて御目見	当代始めて御目見	当代始めて御目見	当代始めて御目見	当代始めて御目見																																												備考

表37 年頭御礼の寺院・山伏・神職者

「元禄十四巳正月四日 寺社并大庄屋問屋町人其外共二年始御礼申上次第」（『九々五集』巻第二 条目・証印部 70頁）を元に作成。太字は、いまの亀山市域となる村である。

岡田村	国府村	坂ノ下	山本村	野村	所在地
越後	十郎左衛門	修理	肥後	但馬	神職者
			佐渡		備考

太岡寺村	太岡寺村	所在地
大善院	万福院	山伏
未正月病死		備考

して「御目見」している（『九々五集』巻第三上寺社・寺院部 一一六頁）。なお正月の年頭御礼御目見の際、限られた寺院・神社・山伏が御札類を進上する。山本村椿大明神（鈴鹿市山本町）の神主山本安芸守が御祓神供を、野村照光寺（野村町）・辺法寺村不動院（辺法寺）・国府村府南寺（鈴鹿市国府町）がそれぞれ御祈禱札を、坂之下鈴鹿大明神（関町坂下）神主若林修理が御祈禱御祓を、鳥羽の禰宜が山祇神御供をそれぞれ進上している。また十五日に

は南崎権現・江ヶ室八幡の神主野村大久保式部少輔が元旦に行った祈禱御祓・神供などを進上する。十八日には池山村の野登寺が大般若御札を進上し、二十一日には大岡寺村の山伏万福院が荒神御供御札守を進上している（『龜山拾冊之内龜山宗旨方等諸事覚』西尾市資料館松明院寄託松明院文書）。

藩主と寺社

代々の城主の「氏神三社」とされるのが、龜山西町の権現、東町の八幡、野尻村の神明社（高野大神宮）である。

このうち八幡宮宛の寛永十五年（一六三八）の本多俊次寄進状では「城中無為、武運長久」とあり、城中安全と城主の武運長久の祈念とされている（『九々五集』卷第三上寺社・一〇二頁）。

東町の八幡はもともと羽若村にあった八幡を三宅康信の時に（元和五年「一六一九」）寛永九年（一六三二）東町に勧請したものである（『九々五集』三四〇頁）。神明社（高野大神宮）は中世、野尻村の在地領主であった板淵氏の氏神で、松平忠明代まで神明社付の七郷については諸役免許されていたという由緒をふまえて板倉重常代しげつねになって新規に社領が寄進されている（『九々五集』卷第一城地・年譜部一三頁・卷第六上古新高・所務部二九七頁）。

もともと龜山城内にあった鎮守とされるのが東町の稻荷大明神社である。藩主本多俊次の時に城内神戸櫓の傍らにあったが、藩主が板倉家になったときに、東町に移されたときされる（『郷方覚書』龜山市歴史博物館所蔵加藤家文書三四・〇・二〇 写真74史271以下「郷方覚書」）。龜山城の鎮守としては、「旧跡十詠」で羽黒山（関町鷲山）が「龜山城鎮」とされるが（『九々五集』卷第一城地・年譜部三七頁）、ただ慶安四年（一六五一）の石川昌勝寄進状では「將軍家御武運長久」の祈禱とある（『九々五集』卷第三上寺社・寺院部一〇三頁）。また若山三社も龜山城の鎮守の意味があったと思われる。若山三社（祭神は衢ちまたのかみ神・稻荷神・山王権現）はもともと若山古城跡にあったが、宝永七年（一七一〇）松平（大給おぎぎゅう）乗邑のりさとが入部したときに城内に勧請

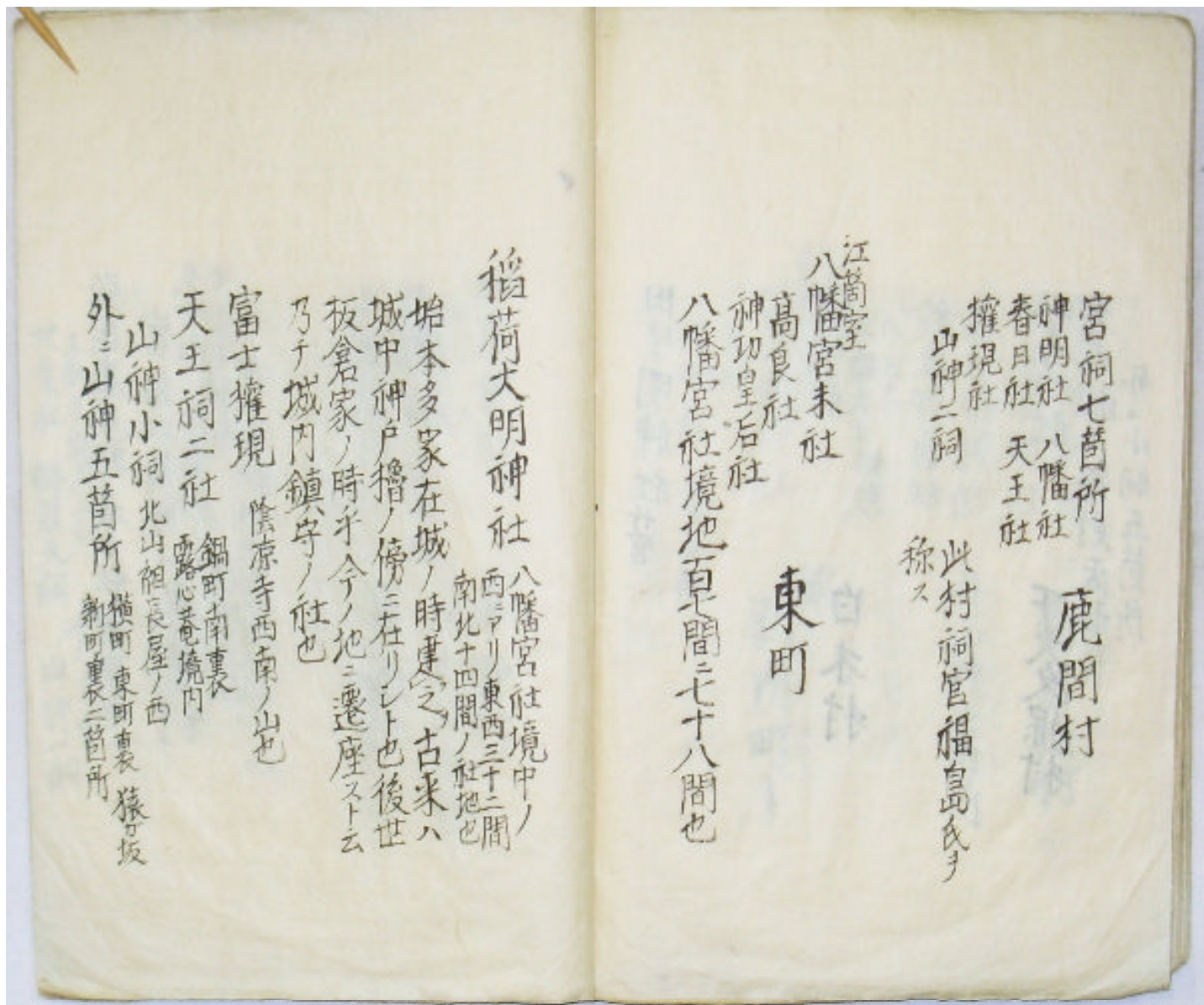


写真74 「郷方覚書」東町部分 亀山市歴史博物館所蔵加藤家文書34-0-20

したもので（『郷方覚書』）、大給松平家では「城内三社」と称している。城内御居間前より道があり、御台所からも行けるようになったように、鍵が小納戸に預けられていた（「亀山拾冊之内亀山宗旨方等諸事覚」西尾市資料館寄託松明院文書）。若山三社には家中とその妻子も参詣している（西尾市資料館寄託松明院文書）。若山三社は山本村の神主山本安芸守が勤めているが、城内三社は山本村の神主山本安芸守と野村の神主大久保式部が勤めている。その後、享保二年（一七一七）板倉重治が入部したときに元に戻されたようである（『郷方覚書』）。また亀山城の「祈願所」とされるのが、野登寺である（『九々五集』巻第三上寺社・寺院部一二五頁）。

大給松平家の祈願所としては吉祥院がある。当時無住となつ

ているので観音院が吉祥院で祈禱をしている。城内では日待、だいはんにやきようてんじく、にんのうきよう大般若経転読、きつしやういん仁王経転読、吉祥院では月三度の護摩と寺役として愛染法を修するほか、正月には星供七座・当卦本尊供七座、五月には摩利支天まりしてん供七座、九月にも虚空蔵こくうざう供七座、荒神供七座を修している。大給松平家の場合、藩主は亀山在城時には主として城内三社（正月・五月・九月）、南崎権現（西町の権現）、江ヶ室八幡（東町の八幡）、阿野田村の天神、伊勢一ノ宮とも称される山本村の椿大明神に社参している。大給松平家では、とりわけ南崎権現（西町の権現）、江ヶ室八幡（東町の八幡）、山本村の椿大明神に油断なき御祈禱を命じているので、城主の氏神と伊勢一の宮が重視されていることになる。藩主が参勤交代で江戸にいるときには代参がなされることになるが、この他にも伊勢の伊勢神宮（内宮・外宮とも）、正月・五月・九月）・朝熊（正月・五月・九月）、旧領の志摩国鳥羽の山祇神・天王（鳥羽城内）・伊雑宮、紀伊の大峰山、奈良の春日社、京都の石清水八幡、尾張の熱田神宮などにも代参がなされている（「亀山拾冊之内亀山宗旨方等諸事覚」西尾市資料館寄託松明院文書）。

次に城内で行われる年中行事のうちで、寺社との関係を引き続きみると、正月では、山本村の椿大明神の獅子舞奉納がある。同社には獅子頭があり、戌・丑・辰・未の年に、つまり三年ごとに、亀山城内で獅子舞を奉納することになっていた（『九々五集』卷第三上寺社・寺院部一〇四頁）。末年にあたる正徳五年（一七一五）の例では、玄関・大書院御庭・姫様御部屋御庭を廻り、城内が済んだ後、家中の家々を廻っている。城内では藩主をはじめ家中の面々が見分けんぶんしている。この獅子舞は「郷方覚書」によれば、城内では「領主ノ武運長久」を祈禱し、藩士の家では同じく「武運」を祈り、その後、在々所々を廻って「豊穰ノ年始」を祈禱するものであった。

また中旬には城内大書院上之間で野登寺によって大般若経転

読が行われている（『九々五集』巻第三上寺社・寺院部一二五頁）。正月・五月・九月の年三回行われるのが、御日待と、護国經典とされる仁王経の転読である。

次に藩主と菩提寺との関係を見てみる。菩提寺とは、生前、藩主自身の帰依きえにより特定の寺院と寺檀関係を結び、藩主が亡くなった際には葬送を行う。また藩主の「先祖祭」（「亀山拾冊之内亀山宗旨方等諸事覚書」、つまり先祖供養を担う特定の寺院である。したがって藩主によって菩提寺が異なる場合もあるし、藩主が代替りしても藩主家としての菩提寺であれば、藩主が異なっても同じ菩提寺となる場合もある。亀山藩は延享元年（一七四四）に石川家が入部するまで転封てんぽうが繰り返されるので、基本的に藩主の下命によって菩提寺が移転することになる。

本多俊次家としつぐの場合、三河国西尾（愛知県西尾市）から亀山に入部し、亀山から近江国膳所せぜ（滋賀県大津市）に転封するが、西尾にあった菩提寺安昌寺・唯伝寺も本多家に従って西尾、亀山、膳所と移転している。石川家の場合、昌勝代に本多俊次と入れ替わり近江国膳所から亀山に入部し、山城国淀（京都府京都市）へ転封する。総慶代ふさよしになって山城国淀から備中国松山（岡山県高梁市）に転じた後、亀山に入部し、幕末・維新を迎える。石川昌勝が淀に転封になることで、亀山四カ寺あるいは六カ寺とされた本久寺（法華）・宗英寺（禅）梅岸寺（ママ）（浄土）・願成寺（本願寺）・柔順寺（本願寺）・法然寺は「淀へ被召連候」めしつれられそうろう（『九々五集』二八八頁）とあるように移転する。再び石川総慶が亀山に入部するが、亀山に移転してきたのは本久寺・宗英寺・梅岸寺・本宗寺の四カ寺である。願成寺は淀に移転したが、その後断絶し、柔順寺が改号したのが本宗寺である。法然寺（法念寺のことか）は淀に移転したはずだが、その後は定かではない。

松平乗邑家の場合、志摩国鳥羽から亀山に入部し山城国淀に転封するが、龍岩寺・盛巖（岩）寺は鳥羽、亀山、淀へと移転している。龍岩寺・盛巖寺とともに大給松平家が美濃国岩村

時代に建立され、龍岩寺は藩主家の転封に従って亀山、淀と移動する。盛巖寺は美濃国岩村盛巖寺とは別の同四世が遠江国浜松時代からに藩主家の転封に従って亀山、淀と移動する。なお松平乗邑が移転してきた盛巖寺に法事を命じるのは、入部した宝永七年（一七一〇）の翌年からである。

藩主による武備塚整備 歴代の亀山藩主のうち、板倉勝澄は長沢村（鈴鹿市長沢町）の「武備塚」^{たけびづか}を整備している。『日本書紀』や『古事記』でヤマトタケル（日本武尊）が終焉を迎えた地として「のぼの」（『日本書紀』では「能褒野」、『古事記』では「能煩野」）が見えるが、この「のぼの」をどの地に比定するかをめぐって近世、諸説あった。最近の史料調査と研究である『近世「のぼの」考』（市制施行四十五周年記念十七回企画展図録、亀山市歴史博物館、二〇〇〇年、編集・解説小林秀樹）により各説と典拠の文献を整理すると次の通りである。

①白鳥塚（鈴鹿市加佐登町）

- 元禄十二年（一六九九）『諸陵周垣成就記』（細井知慎）
宝暦十三年（一七六三）『三国地誌』（藤堂元甫）、
天明八年（一七八八）『能褒野陵考』（板倉茂樹）
年未詳『能褒野古墳図』（板倉茂樹）
年未詳『日本武尊陵考』（板倉茂樹）
寛政九年（一七九七）『陵墓志』（竹口永斎）、
寛政十年（一七九八）『古事記伝』（本居宣長）
文政十二年（一八二九）『白鳥陵御笠殿社由来記』（平田篤胤）
年未詳『白鳥御陵考証』

②武備塚（鈴鹿市長沢町）

- 元禄十五年『九々五集』（打田権四郎）
年未詳『武備神社御再興覚書』（金森安芸守）
年未詳『日本武尊武備神社記』（武備神社）
宝暦元年（一七五一）『日本書紀通証』（谷川士清）
宝暦九年（一七五九）『宝暦九年神社御改書上控』

明和六年（一七六九）『奉納伊勢国能褒野日本武尊神陵請華篇』（建部綾足）

③ 双子塚（鈴鹿市長沢町）

明治三年（一八七〇）『白鳥陵之事』（田上陽綱）

④ 丁子塚（亀山市田村町）

天明八年（一七八八）『能褒野陵考』（板倉茂樹）

寛政十年（一七九八）『古事記伝』（本居宣長）

天保四年（一八三三）『勢陽五鈴遺響』（安岡親毅）

小林はヤマトタケルの墓の比定説の主流は①白鳥塚と②武備塚とし、④丁子塚はノーマークだったとしている。比定にあたっては本居宣長の門人板倉茂樹に代表されるように実際にいくつかの「のぼの」の候補地を調査して各人がそれぞれの根拠で比定しているので、③④も候補地として検討されたことはあったことは確かである。

ここでは各説のうち亀山藩主板倉勝澄が長沢村の「武備塚」を整備する過程を注目したいと思う。

近きころ綾足といふ者、あつまよりきたりて石薬師宿にて尊の陵を尋考て、此武備塚をそれとさためて御車塚に石をたてて尊の片歌をえり付たり

（『日本武尊陵考』）

武備の神社ハ、石薬師より北一里半、亀山より二里ばかり、関より三里ばかりなく、詣給はん人ハ、やどりを長沢村にてもとめ給ふべし、また神主のもとに乞ひても宿りたまふべし、

神社前

神主 金森安芸守

（『奉納伊勢国能褒野日本武尊神陵請華篇』）

たけべあやたり
建部綾足が東国から石薬師宿に来てヤマトタケル（日本武尊）

の陵を尋ね考えて武備塚がそれであるとして、御車塚に片歌を選述した。建部はこの時、長瀬神社の神主金森安芸守と面識を得て宿をとったと思われる。後者では武備塚をヤマトタケルの陵とすることについて京都・大坂・江戸・伊勢（津）・尾張・三河・駿河の一二名の賛同者が列挙されているので、武備塚説は建部が中心となつて顕彰が始まり、地元では金森安芸守、藩外では建部の人脈につらなる人々が賛同していたことになるう。

其頃五天散人良空といふ人、又石薬師宿に事好む者なとうちよりて、尊の縁紀といふ物を作て、此所しり給ふ、亀山の殿、又吉田殿などに奉りて、此塚そ、尊の陵なるとまうししかハ、うへなひ給ひて、其ほとりの地を神に奉り給ひ、神主をも長沢村よりうつりて、神わさつかへまつれとそ仰せける

（『能褒野陵考』）

今世間にいふ武備神社は、今宿といふところの僧の考へ出て前の亀山城主板倉氏小さき社を立てられしなり

（『能褒野古墳図』）

こうした建部らの動きをふまえて、今宿（伊勢国三重郡今宿村か）の僧侶である五天散人良空、好事家などが石薬師宿に集まつてヤマトタケルの縁起を作つて亀山藩主や吉田家に上申し、亀山藩主がそれを認めて、武備塚周辺の地を寄進して長沢村（鈴鹿市長沢町）の神主に神事を命じたとしている。武備塚は亀山藩領にあり、また長瀬神社（鈴鹿市長沢町）の神主金森安芸守は吉田家門弟であるので、五天散人良空らが亀山藩主や吉田家に縁起を上申するにあたっては当初から武備塚顕彰に関わっていた金森安芸守が関与・仲介した可能性が高いと思われる。なお『陵墓志』『白鳥御陵考証』『勢陽五鈴遺響』などでは次のように言及されている。

元禄年間、西田栄欣ト云者、以同国郡長背ノ郷大久保村ニ所在之
多氣比墓ヲ、定^二此ノ陵^一

〔『陵墓志』〕

享保十四年西田栄欣と云者、長沢村なる武備を白鳥陵に定む（中
略）、時の領主板倉侯「龜山之城主なり」二町四方の地を寄られ

〔『白鳥御陵考証』〕

享保十四年河曲郡今宿村西田栄欣、吉田家ニ訴、日本武尊ノ御陵
定ラレ

〔『勢陽五鈴遺響』〕

河曲郡今宿村西田栄欣が武備塚説を主張し吉田家に訴えたところがある。これらの書はいずれも建部綾足や板倉茂樹より後の史料なので、五天散人良空の俗名が西田栄欣ではないかと思われる。いずれにしても武備神社は、武備塚周辺の地を龜山藩主板倉勝澄が寄進して長沢村の長瀬神主金森安芸守に神事を命じたことよって成立したことはないと思われる。『武備神社御再興覚書』では、

（前略）板倉周防守様御時代、享保十四酉年方同十六年ニ到迄、板倉
左右衛門殿、西郷与左衛門殿、芹田理兵衛殿、熊木何左衛門殿、前
田伊左衛門殿、神戸与三右衛門殿御奉行ニ而、段々御取建、神祇管
領長上吉田家方神宣下り候而、如今相成申候、其時分、延喜式之陵
之様子御考も被為成候而、境内二町四方、往古方除有之、傍示之通
御改御定有之、（後略）

享保十四年（一七二九）から十六年（一七三一）にかけて、荒
廃していた武備塚周辺を龜山藩主板倉勝澄が家臣に命じて整
備・普請した上で、吉田家からの神宣を得て武備神社として整
備したことがうかがわれる。その際、参考にされたのが『延喜

式』卷二十一諸陵寮（『新訂増補国史大系』第二六卷五五二頁）の記述である。

能褒野墓

日本武尊、在伊勢国鈴鹿郡、兆域

東西二町、南北二町、守戸三烟

まず享保十四年（一七二九）に武備神社境内を二町四方に定め、武備神社境内・葬冠塚・葬床塚（宝冠塚・宝裳塚とも）を除地にした。翌享保十五年（一七三〇）には御供田として高五石を寄進している（これらは次の藩主石川家でも安堵されている）。同年には長沢村（鈴鹿市長沢町）から大庄屋打田権四郎に挨拶をして打田が願主となって、武備塚より伊舟村（鈴鹿市伊船町）への道筋と並木、地主八王子社への並木、宝冠塚・宝裳塚への並木が整備されている。享保十六年（一七三一）には宝冠塚・宝裳塚の標石を建立するとともに、神主金森安芸守の居屋敷と、久右衛門・源七・又右衛門三人の居屋敷を引高（年貢免除）にして、後者三人については金子きんす一両を下付した上で、村懸（村掛とも、村にかかる諸役の負担）を免除している。

このように在地社会でのヤマトタケルの墓を比定する動きをふまえて藩主板倉勝澄は荒廃していた武備塚を整備して武備神社としたのであるが、武備神社ではヤマトタケルと神社の役割について次のように説明している。

（前略）抑日本武尊と申ハ、元来日本武人之長上ニ而、武門ニ而ハわけてハ尊敬も可被成事とて、御取建も有之、御武運御長久・国家安全・五穀豊穰之申祈念を仕候、御社之儀を粗末ニ□（判読不能）□取、ミたりニ仕候儀、神慮之程もあると奉存候、（後略）

ヤマトタケルは日本の武人の頂点であり、とりわけ武家では尊敬されているので、武備神社として整備されたのであり、神社

では祭神となったヤマトタケルに対して武運長久・国家安全・五穀豊穰を祈念する役割を担っているとしている。

なお藩主板倉勝澄代の元文元年（一七三〇）には、『日本書紀』に見える白鳳元年（六七三）天武天皇が伊勢に行幸されたときに河曲の坂下で少し休憩したとされる頓宮跡を一心寺としている（『鈴鹿郡野史』『龜山地方郷土史』第三卷）。藩主板倉勝澄には古典に対する一定の理解があつたと見ることができよう。

藩士と寺社 近世、藩士にとつてもキリシタンと日蓮宗不受不施派は禁止されるが、石川家を例に両者がどのようなように禁止されてきたかを見てみると、石川家では石川主殿忠総代の家中宛の掟書第一条で、公儀御法度こうぎごほつとを疎略にしないこととあわせて、

吉支丹之儀、中間として吟味油断有間敷事

として、キリシタンがいるかどうかを家臣相互で吟味することを求めている。承応元年（一六五二）付の掟書では、

吉支丹上下によらず、なかまとして弥致吟味、若於有之は可申出事

として家臣相互での吟味に加えてキリシタンがいれば申し出ることを求め、その科に随って褒美を出すとして積極的に訴人を奨励している。さらに□保元年付の掟書では

切支丹宗門、其外邪宗之事累年□公儀被仰出候通、堅制禁之、若不限上下、右宗門之者於在之ハ、早々組頭・年寄又は其頭々え竊可相訴事

としてキリシタンに加えてそれ以外の「邪宗門」、具体的には日蓮宗不受不施派も禁止することが厳命され、これら宗門の者

がいた場合には組頭・年寄または組に訴え出ることが指示されている。もちろんその様子に随って褒美が出すことも言われている。したがってこれら宗門以外であれば、

日待・月待其外ニも神仏之事ニ付、夜会等之儀ハ不苦候、尤猥敷儀無之様すへき事

として日待・月待など神仏のことについて夜会などをしても特に問題はないのである。ただ伊勢参宮については注意を促している。藩では参宮については四日間の休暇は認めることになっているが、みだりに休暇願を出すことと、他藩領を通航することに留意することが言われ、また多人数で参宮、宵立、夜深い出立は必要ないとしている（『藩法集』一二・八四・八九・九二・九六頁）。

各藩ではこのように藩主による触によって家中に対してこれら宗門を直接的に禁止していたが、幕府は寛文十一年（一六七〇）に宗門改役によって全国的に宗旨人別帳面を作成することが指示されたことを受けて、各藩では専任の宗門改役しゅうもんあらためやくを置いて宗門改を行うことが義務付けられることになる。

宗旨改帳自体は石川家ではこれ以前から作成していた。その例をかかげると次の通りである（写真75）。

「宗旨改帳

加藤斎之助組」

吉利支丹宗門、重而御改ニ付、面々之宗旨并年来頼置申寺々を書載、判形為致、勿論自分之判形を仕、差上ケ申候、次拙者共、召仕之男女とも二宗旨を相改一札を取置申候

東

一、本願寺門徒 願成寺檀那之分

高木権兵衛

徳森伝七郎（花押）

岡角弥（花押）

平岩多門（花押）

柘植左兵次（花押）

加藤十郎左衛門尉（花押）

右六人慥ニ我等檀那ニ而御座候

願成寺

寿翁（印）

（中略）

加藤斎之助（花押）

右慥ニ而我等檀那ニ而御座候

願成寺（印）

寛文五乙巳年六月廿五日

加藤斎之助殿

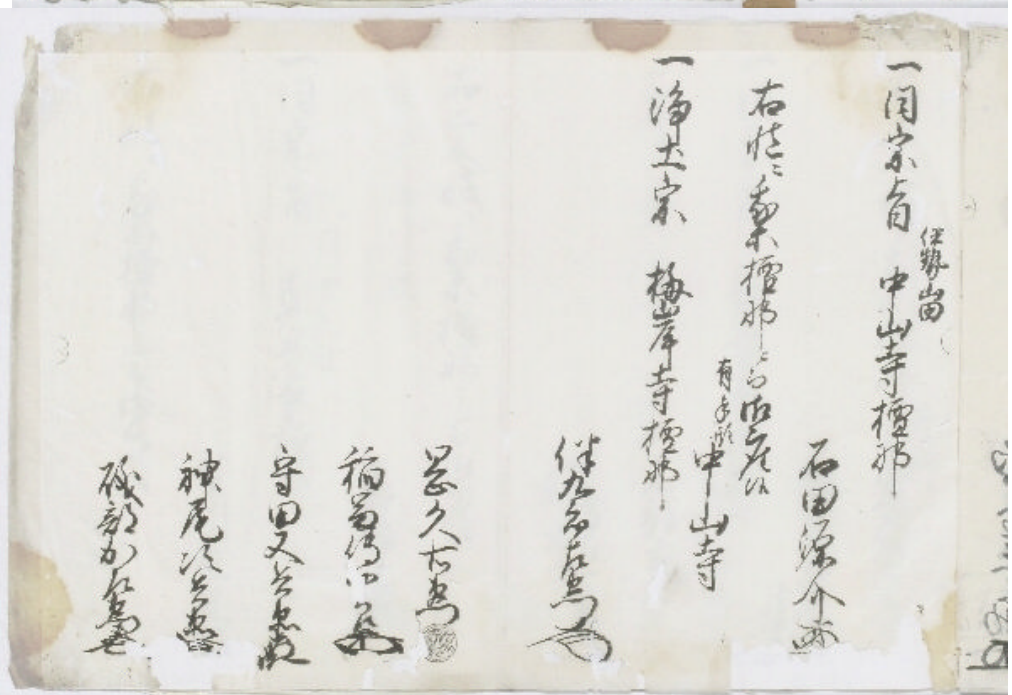
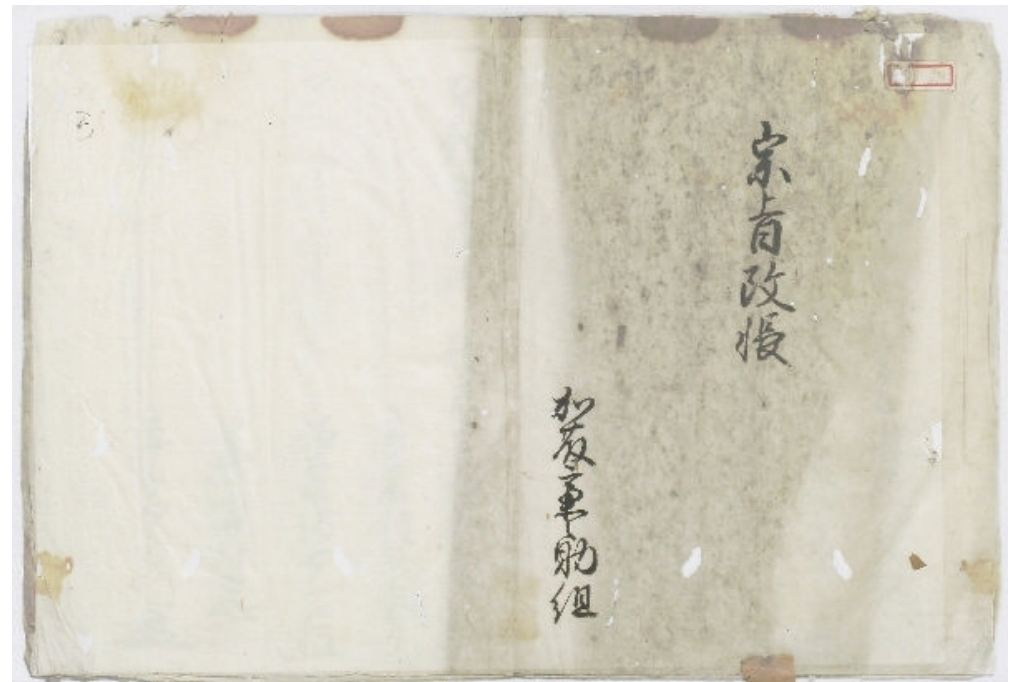
紙数八枚

（亀山市歴史博物館所蔵加藤家文書三八・〇・一・史275）

写真75

寛文5年（1665）に作成された「宗旨改帳加藤斎之助組」

表紙と巻頭部分、元の形態は袋綴しの冊子である。



加藤斎之助組の家臣はそれぞれ檀那寺だんなでらごとに（東願寺の願成寺・柔順寺、法華宗の本久寺、禅宗の宗英寺・正覚寺・中山寺、浄土宗の梅岸寺・善導寺・真光寺）檀那寺の檀家であること（但し家臣の家族は掲載されていない）、自分が召し使っている奉公人についても宗旨証文を取っていることを誓約して署名・花押をすえて、その後檀那寺の署名・押印がなされている。最後に組頭の加藤斎之助自身も署名・花押をすえたあと、檀那寺の署名・押印がある。

次に大給松平家おぎゆうを例に宗門改を見る。大給松平家では、宝永七年（一七一〇）の家中触で、

一 御家中之面々宗旨改之儀、銘々其旦那寺お証文帳面に仕立、住持参之委細相改、寺判形之証文帳請取置申候、又者之儀は其主人宗旨相改、寺手形取置候旨、銘々証文仕候事

但江戸二旦那寺有之面々ハ、於江戸可相改旨、兼而鈴木五左衛門方江申通候事

一 頭付之者共は其支配人より、組下之宗旨随分念入、寺証文取置候段末書仕、帳面拙者共方江相渡申候事

家臣は銘々の檀那寺だんなでらの証文に基づいて宗旨改帳面を仕立てることと、檀那寺が持参した寺証文を保管しておくこと、家臣に仕える又者（奉公人）については主人が宗旨を改めて寺証文を取って置く趣旨を書いた証文を作成することが指示されている。但し檀那寺が江戸にある場合は江戸で宗旨改めを行うとされる。次に組頭を勤める者は組下の者の宗旨改を行い、寺証文を取って置くことを書いた宗旨改帳に仕立てて宗旨奉行に提出することが指示されている（「亀山拾冊之内亀山宗旨方等諸事覚」）。

翌年の正徳元年（一七一二）にも再度宗門改について触れら

れている。特に養子を引き取った衆、婚礼が調った衆、召し出された衆、厄介を引き受けた衆、引越しをした衆、跡式（家

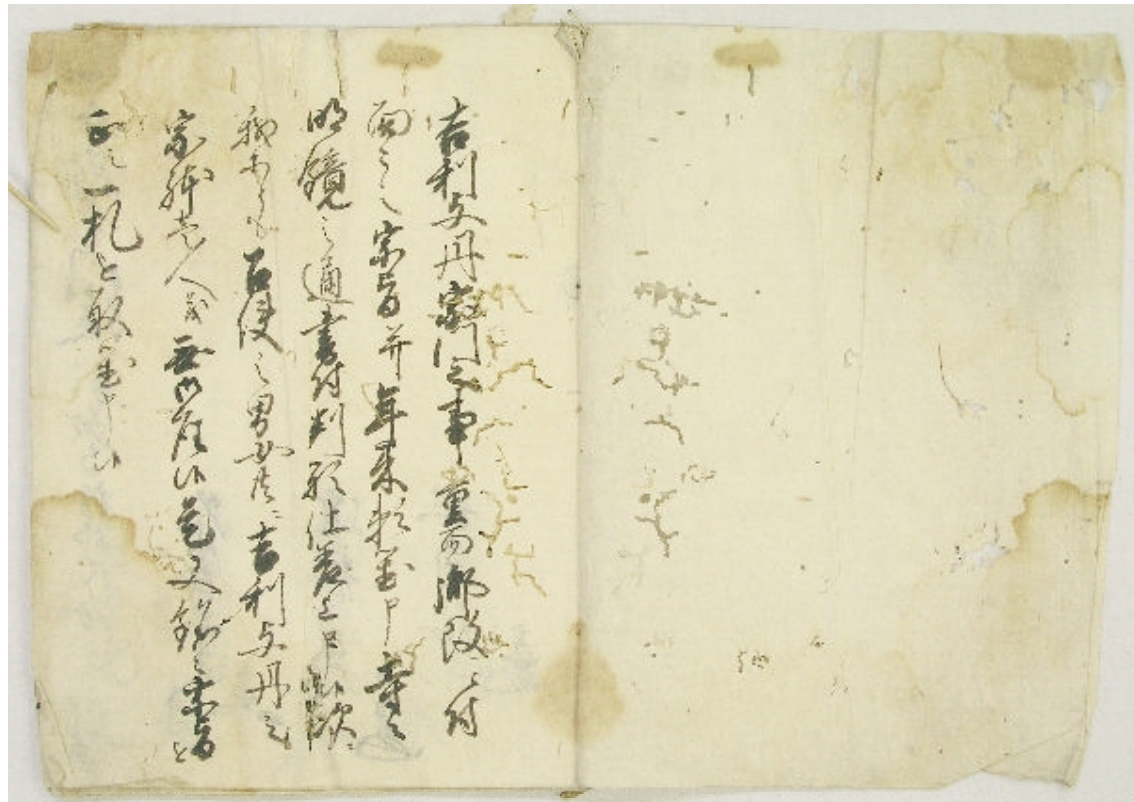


写真76 寛永15年（1638）に作成された宗旨改帳巻頭と梅岩寺記載部分 亀山市歴史博物館所蔵加藤家文書

督相統）を許された衆、小頭以下徒士並に命じられた面々、支配の者を抱え継いだ場合については特に念入りに宗門改めをすることが指示されている（同上）。

藩主の転封に従って藩士も移動するが、藩士の菩提寺はどのようなになるのだろうか。加藤家文書に、石川家が近江国膳所時代の寛永十五年（一六三八）（亀山市歴史博物館所蔵加藤家文書五二・〇・一四・史274・写真76）、伊勢国亀山時代の寛文五年（一六六五）（前出）、備中国松山時代の享保六年（一七二二）（亀山市歴史博物館所蔵加藤家文書六〇・〇・一一〇・写真77）の加藤組の宗旨改帳

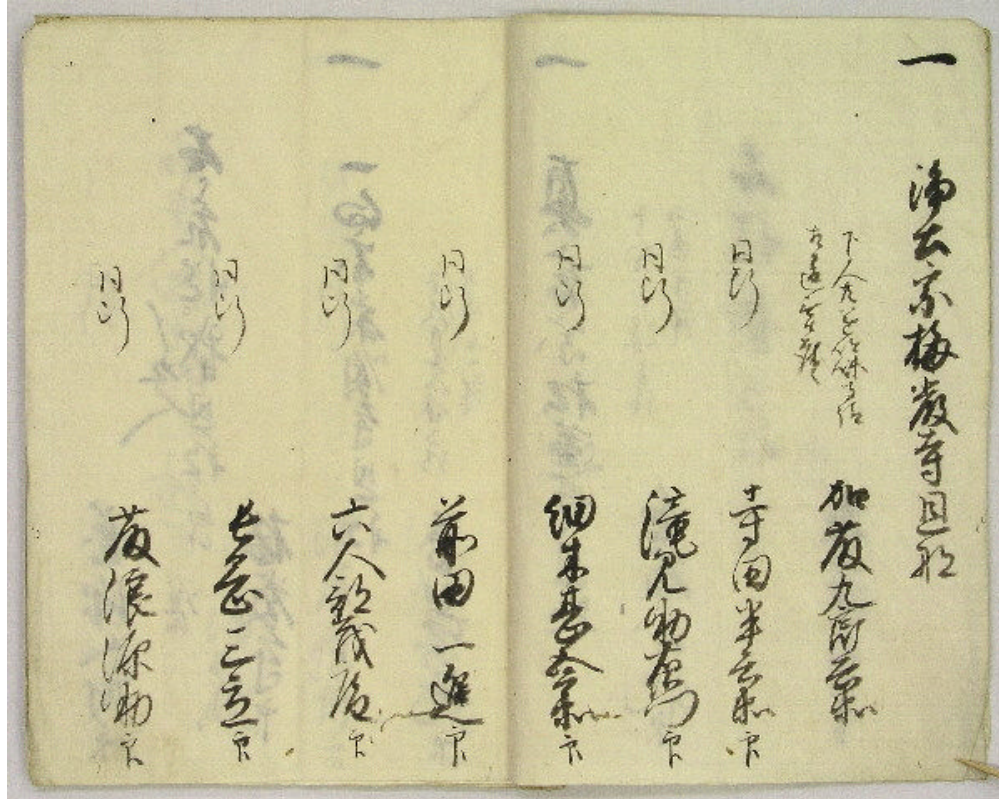
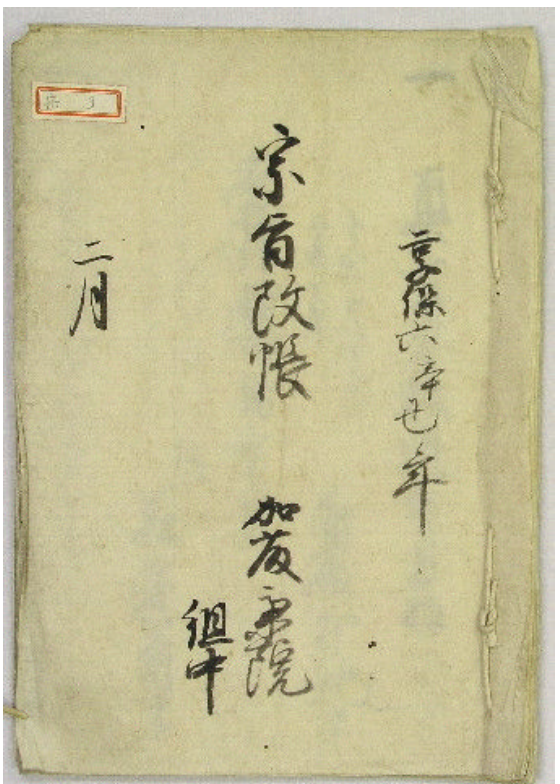


写真77 享保6年（1721）に作成された宗旨改帳 表紙と梅岩寺記載部分

が伝来しているのので、これらから考えてみる（図18）。

加藤組自体の組み替えがあつたであろうから、一概には言えないが、同じ家系と推定しうる家もあるので、一定の傾向はつかめると思う。整理すると次のようになる。

膳所から亀山への転封に際して、本願寺の願成寺、禅宗の宗英寺、浄土宗の梅岩（巖）寺は移転しているので、檀那寺はそのままでありうるが、本願寺については願成寺檀家から一部柔順寺檀家となつ

ている。禅宗については宗英寺檀家から一部正覚寺・中山寺檀家となっている。浄土宗では長福寺檀家から梅岩寺檀家となっている。法華宗は自徳院・妙福寺・本禅寺檀家から本久寺檀家になった場合が多い。つまり転封先の亀山藩領や伊勢国での同宗旨の寺院に檀那寺を変えたことになる。亀山から淀、淀から備中への転封に際しては、本願寺の柔順寺、法華宗の本久寺、浄土宗の梅岩（巖）寺は移転している。本願寺は願成寺が断絶したので柔順寺檀家となっている場合がある。法華宗は本久寺が移転しているので、そのままであろう。禅宗は宗英寺を改号したので長州寺なのでそのままであろう。ただ亀山阿野田村の

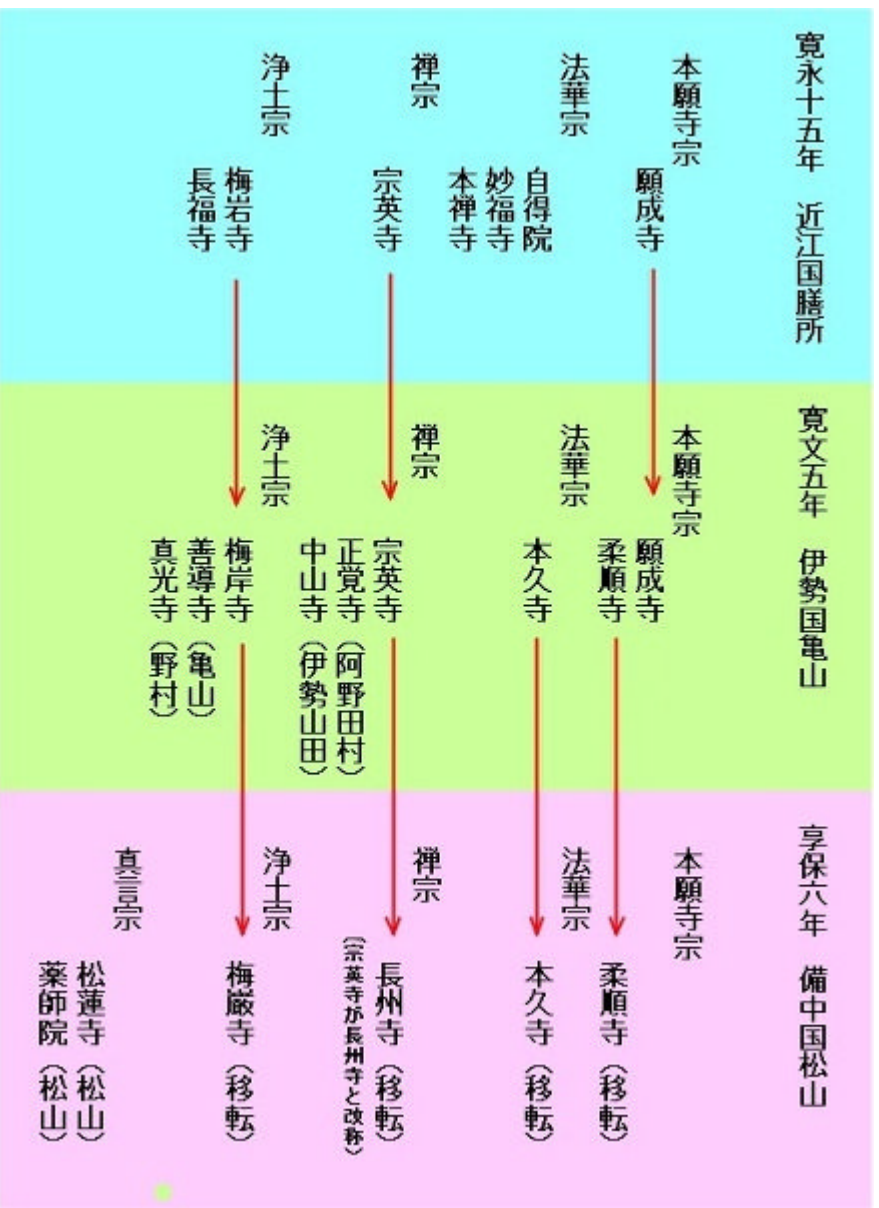


図18 加藤組の宗旨改帳にみる檀那寺
 寛永15年(1638)・寛文5年(1665)・享保6年(1721)の
 石川家家老加藤組の宗旨改帳を元に作成。
 寺院表記は原文に拠った。

正覚寺、伊勢山田の中山寺檀家は転封先の同宗旨に檀那寺を変えたであろう。浄土宗は梅岩(巖)寺が移転しているので、そのままであろうが、亀山善導寺、野村真光寺檀家は同様に転封先の同宗旨に檀那寺を変えているのである。転封にともなつて檀那寺が移転すれば、そのままでありうるが、移転しない場合、転封先の同宗旨の寺院を新しい檀那寺とするのである。

藩士と誓詞(起請文) きしやうもん 誓詞(起請文)とは、誓約内容を記した「起請文前書之事」と、きしやうもんまえがきのこと 誓約内容に違反した場合、神仏の罰を蒙ることを記した神文・罰文しんもん ばつぶんからなる、神仏を介した誓約書のことである。近世に入つていわゆる起請破りきしやうやぶりがあるとはいへ、神仏に一定の宗教的権威を認めることによつてはじめて成立する誓約書である。大名は將軍の代替りの際には代替誓詞(起請文、以下同じ)、幕府の役職に就くときには就役誓詞を書くことになつてはいるが、藩士については、藩主の代替りの際の誓詞は確認できないが、藩の役職に就くときには就役誓詞を書くことになつてはいた。

寛文九年(一六六九)に山崎五介ほか六名が、延宝八年(一六八〇)には山崎拾口が、天和三年(一六八三)には平岩安太夫がそれぞれ家中組頭就役に際して誓詞を提出しているが、こ

れらはいずれも同じ料紙に書き継がれており、提出された誓詞はおそらく組頭の手元に保管されていて、新規の家中組頭就役に際して、同じ誓詞が使われたと思われる。神文・罰文の部分には牛王宝印（ごおうほういん）という料紙が使われたいわゆる起請文で、署名と血判がある（加藤（明）家所蔵文書三〇・七・三四一）（写真78）。また肝煎就役に際しても誓詞が提出されているが、提出された誓詞は「肝煎衆之誓詞箱」あるいは「肝煎神文御用箱」（加藤（明）家文書二六・一・一・七〇・一三・二五五）に保管されていることがわかる。



写真78 石川家臣の起請文（加藤明家所蔵文書30-7-341）

牛王宝印の料紙は、鳥文字で「那智瀧宝印」を表している。誓詞署名には血判が押されている。

単に藩の役儀に就くだけではなく、役儀によつてはとりわけ秘密を要することや公平さを求められることがあるので、その都度誓詞が必要とされた。たとえば天和三年山崎五助ほか六名は隠密御用につき他言しないことを誓約する誓詞を提出し、年末詳ながら軍役内調につき人数

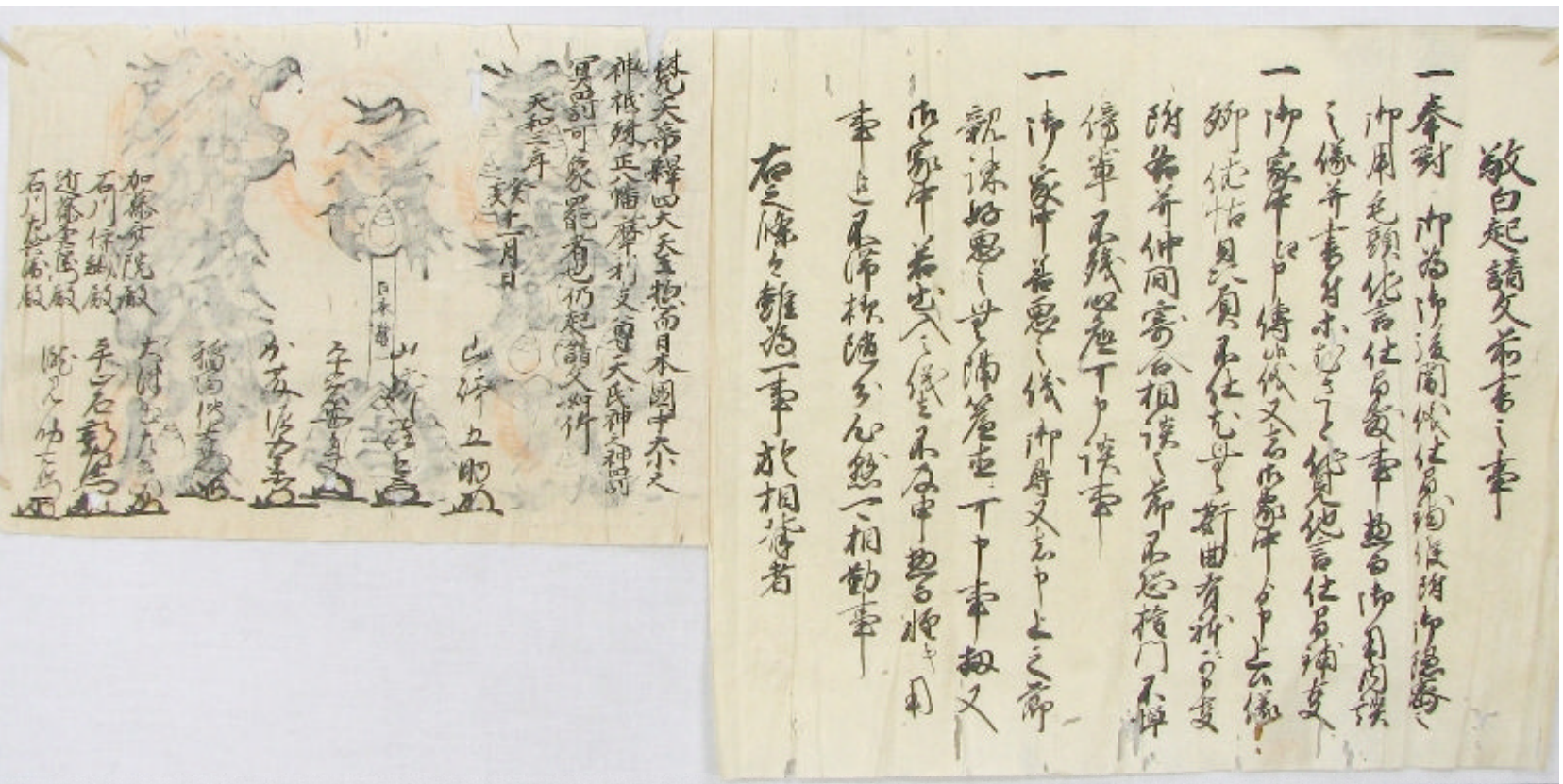


写真79 石川家臣の起請文（加藤明家所蔵文書26-1-17）

敬白起請文前書一事
 一奉封 仰為沙後國依仕見物後附申徳為
 仰用毛頭化言仕見事 越白沙月内供
 く儀并書身亦記すと仰見他言仕見補支
 一沙家牛口仰儀又云西家牛口上云儀
 仰使指見負取仕見申 折曲有祈り支
 附并仲同寄合相談し希不忌指門不憚
 傍軍不殘心懸下し談事
 一沙家中善悪候仰申又申上之節
 親誅好思し甘備差在 下中事扱又
 西家中善悪候儀不申申 惣旨申
 事是見御林過分心懸し相勤事
 右之條を雖為一事於相勤者

する際にも誓詞を提出させているが、『九々五集』巻第二条目・証印部四四頁・四五頁・四七頁・五七頁）、罰文について「罰文、式目ニ在之ことく書へし」とあるように、鎌倉幕府の御成敗式目にある起請文の通りに書くことが指示されていた。いわゆる式目罰文と言われるもので、次のようなものである。

梵天・帝釈天・四大天王、惣日本国中六十余州大小神祇、殊伊豆・箱根両所権現・三島大明神・八幡大菩薩・天満大自在天神、部類・眷属、神罰・冥罰、各罷蒙者也、仍起請文如件

割を他言他見しないことを誓約する誓詞が確認される（加藤（明）家文書二六一・一・一七・三二・七三）

（写真79）。検地や検見の際には検地方役人や検見方役人に依怙贖員がないように誓詞を提出することになっていた。同様な例として大水によりその被害を見分する役人にも誓詞を提出することになっていた。また板倉重常・重冬代の裁許絵図を作成

これらから近世前期には誓詞はある程度定型化していたと見ることができよう。

就役誓詞に対して、石川家の家老である加藤家には病気によ
り役儀を勤められないことを誓約する退役誓詞とでもいうべき
ものも存在する。寛文六年（一六六六）には石田源介は病気で
留守御番を勤められないことを誓約する誓詞（加藤（明）家文
書二六・一・一五）（写真80）を、寛文十一年（一六七一）に
は病気で江戸御番ができないことを誓約する誓詞を、組頭に提
出しているが（加藤（明）家文書二六・一・三七）、こうした
例は少なくない。

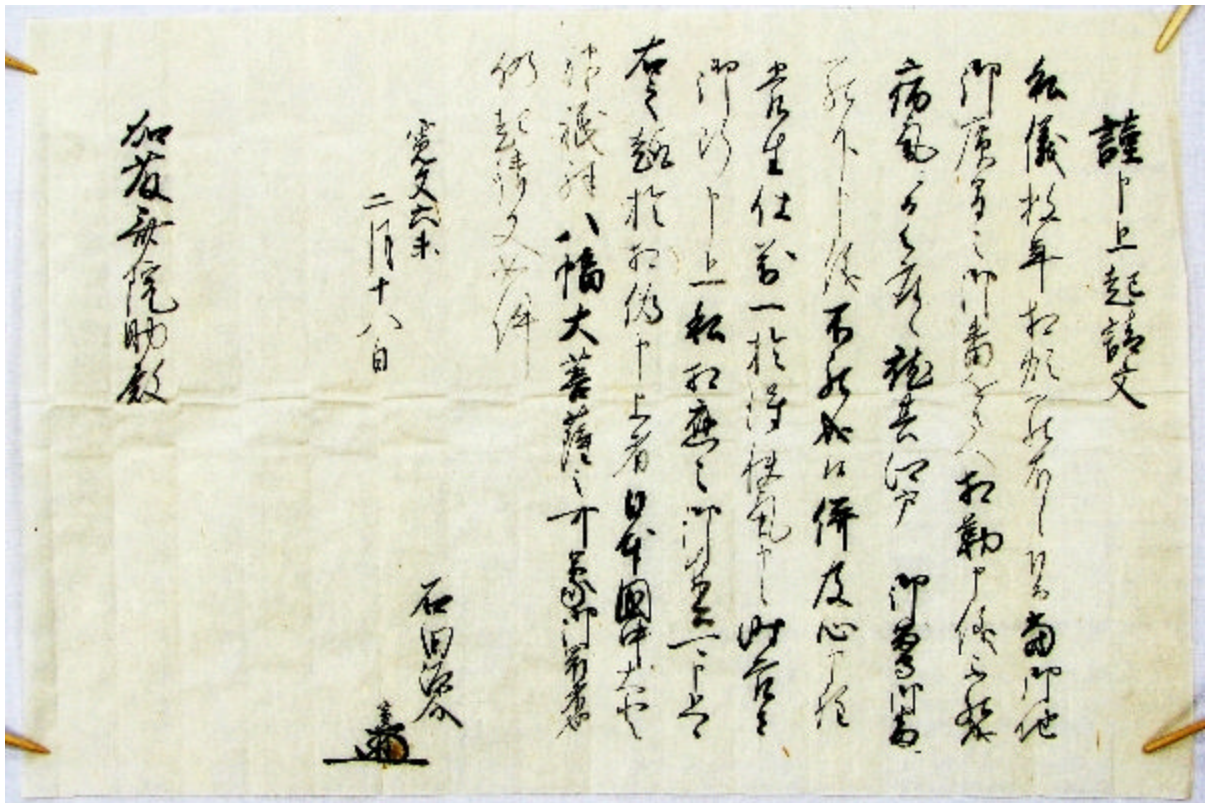


写真80 石川家臣石田源介の起請文（加藤明家所蔵文書26-1-35）

ほかには武芸の入
門・相伝などに際し
ても誓詞を武芸師範
に提出している。た
だこうした誓詞で
は、必ずしも
牛王宝印（ごおうほういん）という料紙
を使用するとは限ら
ない。たとえば文政
四年（一八二一）鹿
島新当流を相伝した
服部修吉寿秀が師範
の大月関平に提出し
た誓詞の罰文は次の
ようになっている。

右之條々於相背は、日本国中小神祇、別而鹿嶋・香取両太神宮之
可蒙御罰者也、仍而起（ママ）証文如件

（加藤（尚）家文書三三・一五）

鹿嶋新当流の武神である鹿嶋太神宮・香取太神宮を介した誓約となっている。

なおこれら誓詞に署名する際、血判をすえる、あるいは花押かおう（書判かきはん）と印判の両方をすえる重判も少なくない。重判については近世後期の有職故実家の伊勢貞丈は「後代世の風俗悪く成りて偽あるゆえ、世の人、物事うたがいふかくなりしに依りて、名ばかり・判ばかりにては証拠にならずとおもいて、判の上の名乗りを書かせ、名乗の下に判をかかせて取るなり」（東洋文庫四五〇『貞丈雑記』第三卷・二五頁）として、悪くなった風俗のもと誓詞の証拠能力をあげるためになされるとしているが、誓詞そのものがうたがわれているわけではないことはもちろんである。

宗門人別と寺檀制 ここでは町や村を対象とした宗門人別がどのように行われたかを見る。藩主大給松平家では『龜山拾冊』の中に「龜山宗旨方等諸事覚」（写真81）としてまとめられて

いるので、これを中心に見ていく。

宗旨奉行から御老衆に報告された宗門改によれば、御老衆から宗旨奉行に宗門改をすることが命じられる。宗旨奉行は宗旨改人別帳の作成を指示することになるが、まずキリシタンは言うまでもなく、疑わしい者は一人いないことを誓約させて「旦那寺証文帳」

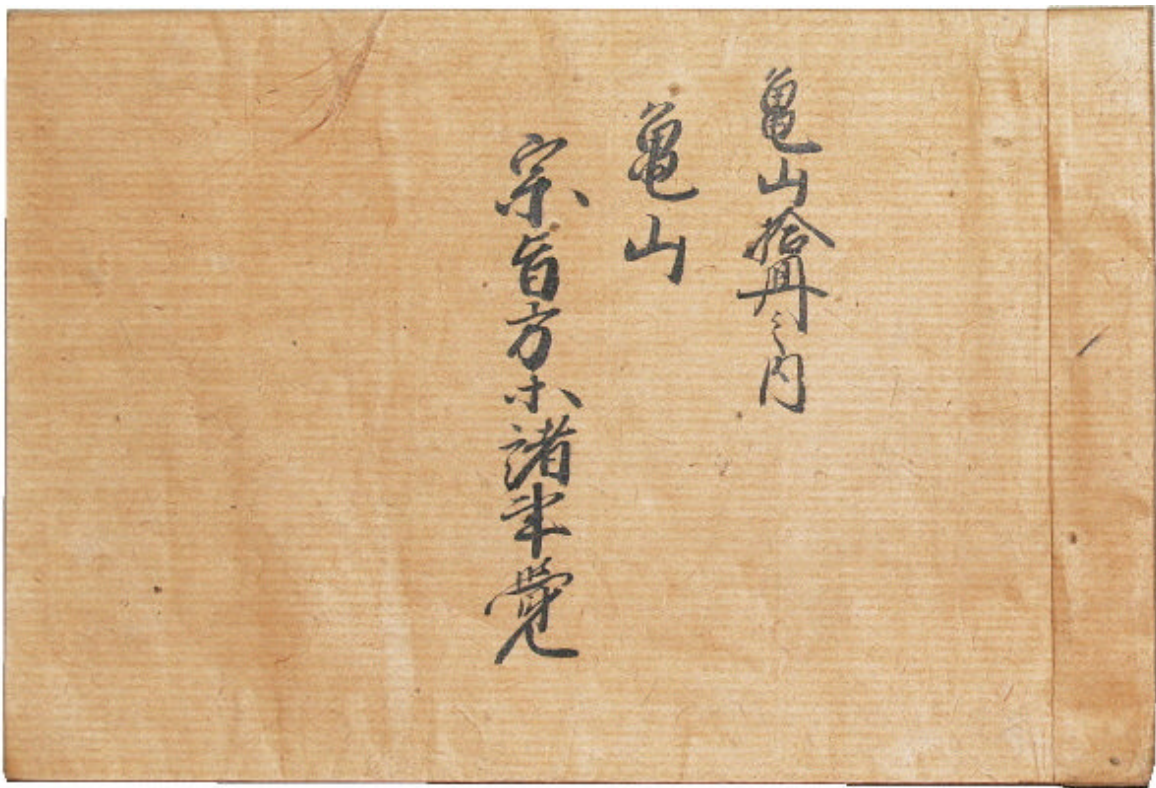


写真81 「龜山拾冊之内宗旨方等諸事覚」（表紙部分）（西尾市資料館寄託松明院文書）

に人別を書き出して、檀那寺が宗旨請負の押印をして、町中は問屋・庄屋・年寄、郷中（村）は庄屋・肝煎きまじりが押印して、最後に大庄屋が押印する。寺社については町や村単位の宗旨改人別帳に記載して、勅願所を別にして寺内証文を取る。「非人」「穢多」については檀那寺が宗旨請負の押印をして、庄屋・肝煎の請負証文を取るの、おそらく町や村の宗旨改人

大給松平家では、毎年あらかじめ宗旨改帳面に寺院（宗判寺院）が押印して前もって宗旨奉行に提出して、八月下旬の一日をつかって「御馳走所」で帳面の惣そうじめのところに寺院・大庄屋が押印することになっていた。宗旨奉行は領内の宗旨改の結果を次のような一紙目録にして御老衆に上申ししていた。

御領分町郷中宗旨改目録

一町数五町

一村数百ヶ村

町郷中御旧領共ニ惣家数

合八千七百八拾弐軒

去改并当春改ニ五軒不足

町郷中惣人数

合四万三千百四拾三人

内 弐万千九百拾五人 男

弐万千弐百弐拾八人 女

去改并当春改ニ三人過

外穢多

人数合百五拾人内 八拾一人 男

六拾九人 女

去改并当春改ニ六人過

一御旧領勢州・江州共ニ、三月下旬宗旨奉行忝人罷越、相改申候事
一御家中并町郷中宗旨改相済候以後、左之通認差出候

覚

(中略)

右之通相改、相違無御座候、以上

宗旨奉行

両人 印判 居判

(宝永七年)
年号月日

宛所

御老衆

(西尾市資料館寄託松明院文書)

松平(大給)^{おぎゆう のりさと} 乗邑は宝永七年(一七一〇)二月に亀山に入部している。この年の宗旨改は三月下旬に行われている。そこで一紙目録には前藩主板倉重治代で行った宗旨改の結果と転封直後に行った宗旨改の結果を対照してその異同が記されているのである。「覚」のところには家中の宗旨改、町・郷中(村)の宗旨改をどのように行ったのかを記している。このような紙目録は藩で承認された後、幕府の宗門奉行に提出することになっていたのである。

藩主石川家の宗門改について、太岡寺村を例に見る。太岡寺村は禅宗の関町瑞光寺、天台律宗の関町福蔵寺、亀山万町遍照寺、高田宗の亀山万町誓昌院、真言宗万福院の檀家がそれぞれあるので、檀那寺ごとに「宗旨御改帳」が一部ずつ作成され、太岡寺村で計四冊の「宗旨御改帳」ができることになる。各「宗旨御改帳」は家ごとの人別と宗旨が記され、最後に檀那寺の請書と檀那寺の僧分人別が記される。次に太岡寺村の村役人が各宗門ごとの檀家人数寄をして請書をした「宗旨御改人数寄目録」が作成される(亀山市歴史博物館所蔵鈴鹿郡地方文書一・六五・史283)。いわば村役人と檀那寺の両方で俗請・寺請によって宗旨と人別が保障されることになるので、縁付や奉公などで居所がかわる場合、村役人と檀那寺の両方で宗旨と人別を送る村送・寺送の両方が必要になるのである(寺送については亀山市歴史博物館寄託不動院文書二・三・史284)。村が「請込一札」

を相手先に出す場合は宗旨人別帳に書き加えたことを示すとともに寺請状を添えられる（若林家16）。寺が「請込一札」を相手先に出す場合は宗旨人別帳に書き加えたことを示すとともに寺請状が添えられる（田中稻藏家所蔵亀山市歴史博物館寄託若林家文書一六）。寺が「請込一札」を相手先に出す場合は、檀家になったことを示す（亀山市歴史博物館寄託若林家文書一五）。したがってこうした宗門人別制度からすれば、往来手形は村役人や町年寄が発給するとともに檀那寺でも発給することができるし、実際発給されている（往来手形については藩政・東海道と宿場参照）。

宗門改がもっている意味を藩主板倉重常代の延宝二年（一六七四）の非人市郎兵衛一件で見よう。

京都で非人改が行われ、亀山藩領の原村百姓が非人であることから亀山藩から野嶋六郎左衛門が京都に出役し非人を受け取った。亀山藩では原村の庄屋を召し寄せて非人を渡そうと事情を聞くと、市郎兵衛はもともと薦野領水沢村の生れで原村長作が養父として養育し深溝村に年季奉公に出したが、素行がよくないので、三年前に養子縁組を解消して水沢村に戻したので、原村百姓ではないと返答した。そこで宗旨帳面を確認したところ記載がなかったが、死失帳面には記載があった。再度庄屋に確認すると石薬師で死去した風聞によって記載したと返答した。これによって庄屋権左衛門は、「生死の儀は大切に仕るべきの処に、卒爾に相果て候に究め、公儀へ差し上げ候帳面に書き載せ候段、御仕置輕しめたる仕やう」として十分に死亡を確認しないままに安易に死失帳面に記載したこと、養子縁組を解消して実父方に戻したときに奉行所に断らず「庄屋をも仕り候者の不届」として籠舎を命じられている。また非人は亀山藩領の百姓と確定できないので追放処分となっている。この事態を受けて、宗旨改、生死のことを入念にするように触れている

（『九々五集』巻第四上 一九四頁・一九五頁、巻第六中 三

九二頁)。なお板倉家では宗門人別の結果を記録する宗旨帳面と死亡者を記す死失帳を作成していたようである。たとえば貞右衛門は猪狩の際、鉄砲で怪我をし養生の甲斐なくなってしまうが、不審はないことを庄屋に届け出ている(亀山市歴史博物館所蔵馬路家文書二・五一・史295)。宗判寺院は檀家がなくなると、次のような「弔一札」を藩に上申している。

弔一札

一年八十一 多右衛門後家

亥十一月五日相果申候

(中略)

五人女

右之死人、禅宗曹洞宗拙僧寺之旦那而弔申所紛無御座候、以上

禅曹洞宗

伊勢国安濃郡津四天王寺末寺

同国鈴鹿郡池山村

明和五年

永源寺亮関(印)

子六月

石川吟次郎様内

香取半右衛門殿

伴安兵衛殿

(亀山市歴史博物館所蔵馬路家文書二・五六・史296)

毎年六月切で死亡者と年齢、死亡年と月日を書き上げている。これらをもとに死失帳が作成されると思われる。なお弔いと宗旨判形が一致する場合もあるが、国府村の一类は弔いは誓昌院が行うが、宗旨判形は玉保院がおこなうこととしているように(誓昌院文書二・一四・史286)一致しない場合もある。

宗門人別改は、もともと人別帳が労働力把握を目的に先行して作成されていた上に宗旨改を追加する形で成立したものである。宗門人別改は宗旨奉行などが担当するが、一方農政を

担当する者にとつては人別の側面が強く意識されている。

都て人別を改大意は其村里に居住なさしめて利有と不利とを予め識得すへき所以なり、故に農民の外、其村里に居住する諸職人は人別に不洩書載へし、其所に招居て利有ものゝ類、元來居住する者の類、或は衛居の城下になくて不利なる者、皆不レ可レ有レ不レ知

（鹿峰田理編『農譚藪』、小野武夫編『近世地方經濟史料』第一卷一
一（一二頁）

村方に在住して益ある者とは鍛冶・大工・船大工・木挽・桶屋・紺屋・染屋・内科・外科・馬医・猟師・魚網師・交易の商人であり、その城下になくては不利ものとは具足師・弓師・矢師・金銀工・研屋・鞞師・柄巻・銅工・鉄砲師・漆物師・桧物師・鋳物師・左官・葺師・裁縫師・花屋・筆工・傘張であり、領内の寺院・社家・山伏・陰陽師・座頭・能太夫・猿樂・神子・長穢・乞胸人等の遊民は、余沢があつて依頼するものとみている。こうした領内人数の合と牛馬の惣計は隔年載籍して多少増減を以て富有貧窮の盛衰を考え知るべきであるとし、領内を支配する上での有用性の観点から人別を把握し、かつ村勢を考える素材と考えられていた。

また新しく郡吏になつて農政にたずさわる者の心得として

旧き郡吏賦斂の重き輕きを可レ知は、毎村春時の祭祀に賑と不レ賑とを以て去年の作毛熟不熟を察し、秋時の祭祀に賑ひ不レ賑を以て今年の毛上満不満を弁へ、或は年忌・月忌の法事の施料多少を計り、或は寺社の修理、民家の家作の精粗を考、田畑の売買に価の高下を尋、諸勸進・施物の多寡を聞て、旧郡吏の明・不明を可レ察、

（小野武夫編『近世地方經濟史料』第一卷七頁）

郡奉行や代官など新しく農政を担当する者は、村の祭祀、家の

法事、寺社の修理、民家の家作、田畑の売買、諸勧進・施物の様子を通して前任者の役務のありようを洞察することが求められている。農政に熱心あるいは有能であればあるほど、こうしたことにも視線がそそがれることになる。

キリシタン禁制 幕藩制下で異端とされたのが、キリスト教と日蓮宗不受不施派である。明暦四年（一六五八）六月十六日付の「吉利支丹出申国所之覚」（『契利斯督記』所収）によれば、伊勢国では松平越中守領分の桑名から一、二名、藤堂大学頭領分の津からもキリシタンが出たとされる（『続々群書類従』第十二・六四二頁）。『視聴混雑録』によれば、藤堂家家中から中嶋長兵衛と妻子四人、鯨絵九郎衛門と三人などが摘発されたことになっている（深谷克己『藤堂藩』一一三頁）。また元禄四年（一六九一）に成立した『京都覚書』によれば石川主水領分では切支丹帳数が二冊あつて三人が生存し三人がなくなつたとされる（『日本都市生活史料第一巻・一六八頁集成』）。明治期、亀山から島原の乱に参加したことが話題になつたこともあつたようである（柴田厚二郎『鈴鹿郡野史』六五頁）。

幕府のキリシタン禁制を受けて、藩主本多俊次は亀山に入部直後の寛永十三年（一六三六）七月に村方に宛てた二二カ条にわたる定書さだめがきの第一条で「吉利支丹きりしたんのしゅうしものせうろうそにんつかまつるべくせうろうの第一条で「吉利支丹之宗旨之者候は、訴人可仕候、并従他所吉利支丹之宗旨参候は、注進ちゆうしん可申事」として領内キリシタンの訴人奨励と領外から領内に入ったキリシタンの上申を命じている（『九々五集』巻第二條目・証印部四三頁）。

本多氏が転封となつて、代わりに藩主石川昌勝が亀山に入部すると、その翌年の慶安五年（一六五二）八か条にわたる御条目を出しているが、その六条目に「吉支丹きりしたんのしゅうしものせうろうそにんつかまつるべくせうろうの儀、常々無油断相改可申候、自然しぜん於有之は、早々そうそう此方こなたへ可申聞事」（『九々五集』巻第二條目・証印部四八頁）として常にキリシタン改めをすること、キリシタンがいた場合には早々に上申することを命

じている。この条目は亀山・関地蔵問屋年寄中とんやとしよちゆうに宛てて出されているので、特に宿場ないしは町場でのキリシタン摘発が留意ろうじゆうされているのであろう。寛文元年（一六六一）には老中ろうじゆう平信綱・宗門改役しゅうもんあらためやくほうじようあわ北条安房こうじようあわの口上を受けて亀山藩領に対して町奉行・郡代など連署してキリシタン改めに触れを出している。この口上の趣旨は、美濃・尾張などでキリシタンがいたことを受けて、村方では代官・庄屋・肝煎・五人組が寄り合い、町方は町奉行・問屋・年寄中・五人組が寄り合い、怪しいものを詮議せんぎすることが指示されている。もちろんキリシタンがいたことがわかれば、城主・奉行・代官・町奉行、村方では庄屋・肝煎・五人組、町方では町年寄り・問屋・五人組、それぞれの責任を問うことになっている。村方・町方むらかた まちかたの関係者は死罪あるいは流罪に処すという厳しい内容となっている。ところがキリシタンを「拷問」にかけて厳しく詮議しても「此宗門、骨髓このしゅうもん こつざいニ存ぞんじいりそうろう入まかりあ候て、色々しのび罷有候と申上候ハ、」として色々としのぐことがあるので、代官・町奉行の責任は薄くするとしている。また村方や町方でキリシタンが摘発されると、当然村方や町方の関係者が責任を問われるが、「巻添まきぞニあひ候そうろうとこ所、不便ふびん被思召候そうろうあいだ間、常々断絶無之つねつねだんぜつ」とあるように村方や町方そらの関係者を「不便」とすることで断絶がないキリシタン改めをすることを求めている（『九々五集』巻第二条目・証印部六〇（六一頁）。なお石川昌勝は前任地の近江膳所藩時代おうみぜせはんの正保元年（一六四四）に、大坂町奉行の曾我丹波守古祐・久貝因幡守正俊による牧野勘右衛門・絵書角左衛門の取調べで、膳所の「ぬしや伊左衛門」がキリシタンであることを白状したとする報告を受けているので、キリシタン穿鑿せんさくに特別な留意があったとみることでもできよう（加藤（明）家文書二四・四・三〇二）。

石川昌勝に代わって寛文九年（一六六九）に亀山に入部した藩主板倉重常は、その年に十七カ条にわたる御条目を出しているが、その五条目で「きしりたんの穿鑿は、郷中にて毎年一度

宛惣百姓立合、吟味可仕事」として毎年一度すべて百姓が立ち会って吟味すべきとしている（『九々五集』巻第四上重常公御代条目・法度部一七四頁）。寛文十一年（一六七一）には幕府法を受けて藩主板倉重常は大庄屋に次のように触れている。

- ・一年で奉公人が変わる時には宗門改めを入念してキリシタンではないことを請人^{うけにん}を立てること
- ・キリシタンは今もつてひそかにいることで所々で捕えられているので、不審な者がいないように領内を油断なく入念に申しつけること

- ・キリシタンを隠し置いて他所からキリシタンが露見すれば庄屋・五人組は曲事^{くせごと}であるという趣旨の手形をとるべきである、毎年宗門改めをしたことを宗門改役の保田若狭守・青木遠江守に渡す、武家は組頭^{くみがしら}が組中の書付をとつて、支配方に提出すること、その結果を同様に一紙に記して保田若狭守・青木遠江守に提出すること

- ・きりしたん禁止の高札^{こうさつ}が文字が見えないようになっていけば新しくたてること

この藩主の触れを受けた大庄屋は支配下の村々に触れている（『九々五集』巻第四上重常公御代条目・法度部一七七〜一七八頁）。また延宝二年（一六七四）新田開発に際して深溝村・長沢村・国府村に対して五カ条にわたる定^{さだめ}を出しているが、そこでも「従公儀御制禁之^{こうぎよりごせいきん}耶蘇宗門可相改之^{やしゅうもん}、招置候^{そうちろう}百姓等之内、若右之宗門於有之は、面々不可遁其科^{そのとが}、兼日急度宗旨^{きつとしゅうし}遂僉儀^{せんぎ}へし」として新田開発にともなつてキリシタンが入り込むことを懸念して宗門改めを指示している（『九々五集』巻第二条目・証印部七八〜七九頁）。

綱吉政権になつてあらためてキリシタン禁制が強化されキリシタン類族改めが行われるが、これを受けて板倉重常は天和二年（一六八二）にバテレン・イルマン・立ち返り者の訴人を奨励する高札を龜山城下・関地蔵・往還筋に掲げ（『九々五集』

卷第四下重冬公御代法度・覚書部二一九～二二〇頁）、貞享四年（一六八七）には切支丹奉行中山丹波守・戸田又兵衛の

仰出書を領内に触れている。（『九々五集』卷第四上重常公御

代条目・法度部二二二～二二三頁）。①転び切支丹の委細書の

提出、②転び切支丹の職業の委細書の提出、③転ぶ以前の子どもは本人同前、転び以後の子どもは類族として書き加えること、

④転び以後の檀那寺の宗旨、檀那寺参詣の有無、檀那寺への付け届けの有無、数珠をもつて父母の忌月に檀那寺への参詣・持仏・香花備えの有無、召し仕える下人も入念に穿鑿すること、

⑤切支丹・宗旨疑わしい者がいれば天領は代官、私領は地頭に訴えること、品により褒美を与えること、隠し置くことを禁止

すること、⑥類族の親類・聶・舅を吟味すること、居所を移動した場合に委細書を提出すること、⑦転び切支丹の死骸は塩詰

にしてきりしたん奉行の指図に従うこと、⑧類族死骸は吟味して別条がない場合は檀那寺に取り置き帳面に記して毎年七月十

二月の二度切支丹奉行に差し出して帳面から除くことを指示している。元禄七年（一六九四）、同九年（一六九六）にも幕府

老中から大名への通達として、あらためて家中・町方・村方へのキリシタン改めが指示され、板倉重冬代に大庄屋にキリシタ

ン改めが命じられている（『九々五集』卷第四下重冬公御代法度・覚書部二二三～二三四頁）。

日蓮宗不受不施派禁制 日蓮宗の宗義としての**不受不施義**と

は、非日蓮宗徒から僧として供養を受けず、また非日蓮宗徒に信者として供養を施さないというものである。文禄四年（一五

九五）九月、豊臣秀吉は大仏千僧供養に各宗派の出仕を求めたが、日蓮宗の中では、出仕する多数派の**不受不施派**に対して、妙

覚寺日奥は他宗からの布施を受けない、他宗への布施をしないと**する不受不施義**に反するとして出仕を拒否した。日奥は妙覚

寺を退出して、丹波国亀山藩領（藩主前田玄以）であつた小泉村好堅寺に六年の間籠居した。慶長四年（一五九九）には大坂

城で受布施派と不受不施派との対論が行われ、徳川家康は日奥を「法華宗の魔王」として厳罰に処すことにし、翌年日奥は対馬に流罪にされた。対馬にあること一三年、同十七年（一六一二）に流罪を許され、妙覚寺に戻った。寛永七年（一六三〇）には受布施派の身延山久遠寺が出訴して、江戸城で再び対論が行われた（身池対論）。受布施派の身池側は寺領Ⅱ供養とする一方、不受不施派の池上本門寺側は寺領Ⅱ祝儀であって供養ではないとしたが、不受不施派が邪義となった。

寛文六年（一六六三）將軍家綱の朱印状をめぐって不受不施派の五カ寺は朱印頂戴をありがたき御慈悲として地子寺領Ⅱ御慈悲の供養（貧病者をあわれむべき悲田とした）とし受取証文を提出したが、残り五カ寺は証文を提出せず処分される。寛文九年（一六六九）証文を提出しなかった不受不施派寺院の寺請が禁止された。綱吉政権の元禄四年（一六九一）には、寛文六年に御慈悲の供養（悲田）として寺領を受け取り帰伏した小湊誕生寺・碑文谷法華寺・谷中感応寺・小松原鏡忍寺・依智妙純寺が悲田宗として禁止された（『九々五集』巻第四下・二二二頁）。亀山藩領でも、幕府から小湊誕生寺派の深川妙栄寺日恭探索の触れが届き、五奉行の連判で亀山・関問屋年寄大庄屋中に宛てに触れられ、村々庄屋・肝煎の名で不審なる者はいないとする請書うけしょを奉行宛て提出している（『九々五集』巻第四下重冬公御代法度・覚書部二四三〜二四四頁）。

亀山藩の寺社行政 最後に寺院改や神社改を通して寺社行政を見てみる。

〔鉄砲改〕 幕府による鉄砲改の方針は惣触として、全国政策として全領主に触れられたので、寺院に対しては亀山藩から触れられるとともに、江戸にある各宗門の触頭ふれがしらから触れられた。

真言宗では江戸四箇寺の触頭から野登寺、野登寺から野登寺末寺に触れられた。野登寺末寺にとっては亀山藩と本寺という二つのルートで触れられたことになる。鉄砲と寺院との関係を調

べるといいういささか不釣り合いとも思われる改めは根拠がないわけではない。戦国期と寺院が武装することは珍しくはなかった。有名な羽柴秀吉の高野山征伐でも「不謂武具」として高野山に武装解除を求めたことがかつてはあったのである。ともかく各末寺は次のような証文を本寺に提出している。

就鉄砲御改指上申手形之事

勢州鈴鹿郡川崎村

一境内地頭御除地 本東山長善寺

一門前百姓無御座候

右者今度從江戸四箇寺鉄砲御改被仰出候二付、貴寺御末寺之分御吟味被成候、弥所持之鉄砲者勿論預り置候鉄砲茂無御座候、弥自今以後無断鉄砲所持仕間敷候、為後日判形如斯御座候、以上

川崎村本東山

元禄十五年午ノ三月廿五日 長善寺 (印)

野登寺

(野登寺文書一・六九・史276)

まず長善寺は亀山藩によつて境内だけが除地で寺領がないので、門前百姓はいないことが述べられ、その上で鉄砲の所持や預かりはなく、今後も断りなしに鉄砲を所持することはないことを誓約している。鉄砲改の結果はしたがって長善寺から野登寺へ上申され、野登寺は亀山藩と江戸触頭に上申する。亀山藩からは「私領分八拾九ヶ村、寺社共鉄砲改候処」としてその結果が「御領分鉄砲御改」として幕府に上申される(『九々五集』巻第六下古新高・所務部四四〇〜四四四頁)。藩領の寺社方は鉄砲を所持するところはなかった。一方古義真言宗の江戸触頭は各地から上申された宗門の鉄砲改の結果を幕府に上申することになる。

〔宝暦九年の神社調〕 宝暦九年（一七五九）八月、幕府は諸国大小神社について京都の御用として当時所在の分をもれなく取調べ書付を差し出すことを触れた。その際、①氏子が守護している社でも社人がいる社、古来からある社、小分の社でも書き記す、但し社人がいないほどの小社は書き記す必要はない、②社の由来・由緒などは書き記す必要はない、③郡付は書き記す必要はなく、何の国でその国にある社号ばかり書き記す、④社号は旧号を替えた分は当時称えていた号を書き、旧号は何の社か書き加えることが指示されていた。つまり幕府は領国単位に社人がいる神社について当時の社号を書き、旧号があれば書き添えて、その書付を寺社奉行の鳥居伊賀守忠孝に提出することを求めたのである。亀山藩領ではこの触れを同年九月に伝えている。宛所あてどころの記載はないが、幕府に提出された控の「伊勢国亀山領内神社諺・備中国領分神社記」（個人所蔵文書四、七）は大久保石見の転写本であると思われるので、幕府提出本は大久保石見が中心となって取りまとめたと思われる（「右于牒所載之村数・社数・祀職分目録」に「自分（大久保石見）」とあるので）。太岡寺村を例にその書式を掲げると次の通りである。

（鈴鹿郡）
同郡 大岡寺村

午頭天王

（祀官川村石見）
同 前

神明宮

同前

神明宮

同前

このように郡村ごとに神社名と社人名を書き上げただけのものであるが、奥書にはつぎのようにある。

右江府江献進之牒ニハ郡村無之也、此写ニハ為後年之付置者也

追考附録

一、右牒ニ記村数八十二村 鈴鹿郡六十九箇村

河曲郡八箇村

三重郡五箇村

一、同断 社数三百一社 于牒所記之社号惣而有三百二十三名、

内廿二名ハ相殿也

一、同断 社家数十九家 内 十六家ハ御当領住

三家ハ御他領住

(個人所蔵文書四、七)

郡村付は後年の備忘のためのもので、幕府提出本にはなかつたことがわかる。さらに奥には「右于牒所載之村数・社数・祀職分目録」として亀山藩領の社人が集計されている。亀山藩領でこれを作成する上で、神社によっては「祭処」「祭所」として祭神を書き加えたり、「延喜式内」として式内社を書き加えた村もあるように、ある種の神社台帳の意味があつたと思われる。奥書の後に四力条にわたつて桜井信濃と思われる人物による考証が記されている。たとえば「市野瀬村」の二社について

「さきのちようにのするといえども雖于先牒ししよくさだめこれなきゆえ載、祀職無定之故二、そのむらよりこれをうったえ従其村このりようそん訴之、こんばんのちようにのぞきいれざるなり今般之牒ニ除不入也」として、また「北畑・南畑此このりようそん両村ニ富こんばんのちようにのぞきいれざるなり士社雖于先牒さきのちようにのるといえども載、寺僧持之社故、今般之牒ニ除不入也」として、まず「先さきのちよう牒」が作成されて「今般之牒」が成立したことがわかる。「先牒」||幕府提出本||大久保石見控、「今般之牒」||桜井信濃転写本とすれば、「先牒」後に、つまり幕府に提出した後でも、藩領の神社について四点にわたつて再検討されたことになる。残る二力条は岡田村の六所大明神、甲斐村の八王子社が「先牒」で式内社とされが、いずれも式内社ではないとしている。

〔天保七年の神社調〕 宝暦九年（一七五九）の神社調が幕府の要請による神社・社人調査であるとするれば、天保七年（一八三六）三月の亀山藩領の神社調は 別の目的で行われたことに

なる。管見の限り、このとき領内の寺院を取調べたかどうかは定かではないが、太岡寺村を例にその書式を掲げると次の通りである。

鈴鹿郡大岡寺村産神

一午頭天王

勸請年月相知不申候

祭神素盞鳴命

祭礼六月十四日

十一月朔日

社 二尺六寸

境内 東西三拾五間

二尺六寸

南北拾七間

鈴鹿郡

神主

川村石見

一神明宮

勸請年月相知不申候

祭神大日靈命

祭礼十一月十一日

社 壹尺三寸

境内 東西貳拾貳間

三尺

南北拾貳間

神主

右同人

一神明宮

勸請年月相知不申候

祭神大日靈命

祭礼十一月十一日

社 壹尺七寸

境内 東西四拾間

貳尺三寸

南北三拾貳間

神主

右同人

右之通御座候、以上

(亀山市歴史博物館寄託渡辺(優)家文書A一・九)

その書式から藩領の産^{うぶすながみ}神・鎮守を調査することが目的であったと思われる。各村に産神・鎮守を書き上げさせて亀山領惣代

の下大久保村・算所村・阿野田村の庄屋三名が藩に提出したものである。この調査がなんらかの思想的背景（たとえば国学的な思想）をもつものかどうかは明確ではない。

第二項 伊勢国と吉田家

亀山と伊勢大神宮 市域には、古代の神宮領として鈴鹿神戸が野村・野尻村を中心とする地域にあったことが推定され（日本歴史地名辞書『三重県の地名』、中世でも葉若・井後・安楽・安乃（野）田などの御厨みくりやや久賀御藪などがあつた（倉田康夫『古代国家と神宮領の展開』一五〇頁）。

神戸七郷のひとつの山下村にある館たちどのみや殿宮は、外宮神が山田へ遷幸する際の止宿所とされ（『九々五集』巻第一城地・年譜部一三頁）、野尻村の神明社も外宮の別宮高野御所たかのごしよかんじようみや勧請宮とされ。外宮との関わりが深い（『九々五集』巻第一・一三頁）。

戦国期の関信盛は永正十一年（一五一四）、同十八年（一五二一）伊勢宇治山田の慶光院に木崎村の神料田（祈禱田とも）を寄進したとされ（『九々五集』巻第一城地・年譜部二〇頁）、近世になっても慶光院神領として高二十石が設定されている。また寛永十四年（一六三七）本多俊次の検地で二三石六斗一升となつている、また阿野田村の榊堂は天照太皇神が光臨したとし、往古は神田があつて米一石を上納してきたとされ、近世になつても阿濃田御厨あのみくりやとして毎年上分米を上納している。また伊勢の御師おしは当地の禿を版木に使用したともいう（『九々五集』巻第三上寺社・寺院部一四二頁・巻第六上古新高・所務部三〇七頁）。

伊勢神宮は元禄十年（一六九七）元禄国絵図を作成する際に、神宮領に関する記載を働きかけており、阿濃田御厨の場合は内

宮長官・井田杵之助がその断りをいれており(『九々五集』巻第三上寺社・寺院部一四二頁)、木崎村の慶光院神領については慶光院・山本太夫より断りを入れている(『九々五集』巻第六上古新高・所務部二九二頁)。また平野村では毎年山田御供ごくとして高一〇石を御師の藤原館勘解由に上納している(『九々五集』巻第六中古新高・所務部三七七頁)。ほかにも大神宮領として岩森村には上田五畝一八歩、長明寺村には下田一反九畝二一歩、田村には上田二反六畝三歩があつたのである(『九々五集』巻第六下古新高・所務部四一〇〜四一二頁)。

このように古代・中世に神戸かんべ・御厨みくりや・御園みそのが所在したところには、近世においても伊勢神宮との由緒をもつ神社があり、また神領なども設定されていた。

神事で特に御幣川おんべがわしんじ神事が伊勢神宮との関わりが深い。由緒によれば、敏達天皇が小社村の石太神に行幸した時に、両大神宮が石太神に降臨したとされ、禰宜ねい一二人が御幣川で鮎を取って御贄おにえとし、それ以来、毎年漁贄として宇治山田に献上したとされるもので、石太神では御祓箱が置かれるとともに、御幣川では神事がなされている。毎年六月十七日は小岐須村、十八日は伊船村、十九日は原村、二十日は川崎村、二十一日は名越村、と日限を決めて鮎漁をしてそれを簀すの子こで干す。神事最終日は名越村で、川崎村の禰宜ねいと原村の供御人くごにんと称する五人が立ち会って、御幣ごへい・御供おそなえを木具で川境に備え、広瀬村・田村も祝儀に加わって、朝飯を食するものである。なおこの干鮎は伊勢の御師がやってきたときに渡すとともに亀山城にも献上している。伊勢ではこれを元日の御贄とした(『九々五集』巻第一城地・年譜部三五頁・巻第六下古新高・所務部四三七頁)。ちなみに大給松平家の場合、伊勢の御師は岩出将太夫である(西尾市資料館寄託松明院文書「亀山拾冊之内亀山宗旨方等諸事覚」)。

神社と神職 亀山藩領には、『九々五集』によれば、元禄五年

(一六九二)の改めで、禰宜は一三人、神祇道を宗旨とするも

のは三四人となっている（『九々五集』巻第六上古新高・所務部二八二頁）。このうち、元禄十四年（一七〇一）の年始御礼衆には、神職として野村の但馬、山本村の肥後（のち佐渡）、坂ノ下の修理、国府村の十郎左衛門、岡田村の越後が「御目見」となっている（『九々五集』巻第二条目・証印部七〇頁）。

幕府は全国的な百姓身分の專業神主化の動向を受けて專業神主だけでなくそれ以外の社人把握のために宝暦九年（一七五九）に神社調査を行うが、龜山藩でも同年、幕府の触に従って神社（じんじや）改（あらため）を行っている。氏子が守護していても社人がいる場合はすべて書き記し、由来・由緒は記す必要がないことから社人把握が意図されているものだが（高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』一〇一―一〇二頁）、龜山藩での神社改の結果は幕府に提出されているはずであるが、神社側の控えが「伊勢国龜山領内神社諜・備中国領分神社記」（個人所蔵文書四・七）として伝来している。これによって龜山藩領の社人を集計したところを挙げると次の通りである。

一 龜山東西野村

並十三箇村

都合五十七社

（大久保 石見）
自 分

一 九箇村

同十八社

河村石見

一 五箇村

同二十八社

櫻井信濃

一 三箇村

同十七社

杉山佐渡

一 八箇村

同二十八社

伊藤信濃

一 七箇村

同二十七社

金森安芸

一 四箇村

同三十四社

山本肥後

一 壹箇村

同八社

館出羽

一 壹箇村

同七社半

宮崎河内

一 六箇村

同十四社

杉山志摩

一 七箇村

同十六社

坂倉越後

一 三箇村

同八社

松尾丹後

一 三箇村

同七社

樋口出雲

- 一 壹箇村 同五社 山下若狭
- 一 五箇村 同十六社 采女村秦左門
- 一 壹箇村 同五社 嶋橋宗大夫
- 一 壹箇村 同三社 赤堀村原対馬
- 一 壹箇村 同一社 水沢村清水摂津
- 一 同一社 野村豊後

ノ八十二村

ノ三百一社

ノ十九人

元禄五年（一七〇二）段階と比べると、神官数はわずかながら増えている。宝暦九年（一七五九）段階で八二カ村、三〇一社を十九人の社人で勤めることになっていて、一人の社人が多くの神社を兼帯する場合も少なくなない。おそらく元禄から宝暦の間に兼帯神社数が増えたと見られる。

天保七年（一八三六）三月の「亀山領分神社取調帳」（亀山歴史博物館寄託渡辺（優）家文書A一・九）は、先述したように亀山藩による藩領の産^{うぶすながみ}神・鎮守調査と思われるものであり、史料の性格が異なるが、兼帯している村数・神社数・神官を同様に抽出すると、次の通りになる。

- ・ 四カ村 三三社 桜井筑後
- ・ 一カ村 一一社 宮崎山城
- （うち二社は平野村神主加茂対馬と隔年兼帯）
- ・ 一三カ村 四二社 大久保但馬
- ・ 八カ村 一八社 加茂対馬
- （うち二社は宮崎山城と隔年兼帯）
- ・ 六カ村 一二社 杉山河内
- ・ 八カ村 四四社 伊藤筑前
- ・ 九カ村 一九社 川村石見
- ・ 一カ村 一社 野村筑前
- ・ 一カ村 一〇社 館外門
- ・ 四カ村 三八社 山本肥後
- ・ 一カ村 三社 清水摂津守

・七力村	三三社	(菰野領三重郡)
・四力村	一三社	田上越前 秦因幡
・一力村	一社	(御領三重郡采女村)
・一力村	一社	原丹波
・七力村	一七社	(忍領三重郡赤堀村)
・三力村	九社	坂倉越前
・四力村	一四社	(河曲郡三日市村)
・一力村	一一社	坂倉越後
・一力村	八社	(河曲郡三日市村)
		松尾河内
		(河曲郡野辺村)
		樋口相模
		宮崎山城
		(河曲郡北若松村)
		山下摂津
		(河曲郡南若松村)
計八十二カ村	計三三七社	計十九人

宝暦九年（一七五九）と同じ村数で神官数も同じであるが、神官については世代が交代するとともに多少神官の興廃がみられる。兼帯神社数については少し増えていることになる。近代、明治政府の方針で神社の統廃合がなされるが、亀山藩領の場合、近世、大久保石見の例に見られるように特定の社人が数多くの神社を兼帯するところにその基礎があつたことと見ることできる。

吉田配下の神社 伊勢神宮との関係が少なくない市域に神祇道を家業とする吉田家がどのように進出したのであろうか。

萩原龍夫の「宗源宣旨神道裁許状等授与一覽表」によれば、戦国期、伊勢国で神道裁許状しんとうさいぎよじょうを得たものは、永禄〜天正年間（一五五八〜一五九二）の六例である。飯高郡大平生庄天王社

祀官吉岡の官途、桑名郡益田庄春日社神官郷司新左衛門親子のなのり名乗・官途かんと、造営日取、遷宮次第・祝戸のりとなどの伝授、多度郷五サウ権現祀官小串重元の神事勤仕を内容とするものであり（萩原龍夫『中世祭祀組織の研究』七〇―頁）、管見の限り、戦国期、鈴鹿郡の進出は見られない。

亀山藩領で近世の早い時期に吉田家門弟となつたのは山本村の椿大明神主の山本佐渡守行家である。慶長十年（一六〇五）には吉田家から神職安堵の神道裁許状を得ている。その後山本家は肥後など代々が吉田家門弟となっている（『九々五集』巻第三上寺社・寺院部一〇七頁）。延宝八年（一六八〇）には長沢村の長瀬神社神主金森丹後たんごのじよう掾吉房が、風折烏帽子かぎおりえぼし・狩衣かりぎぬ着用許可ちやくようきよか、四組手擲許可の神道裁許状を得ている（『九々五集』巻第三上寺社・寺院部一三七頁）。金森家も代々吉田家門弟であり、のち田上氏に改称したとされる（『郷方覚書』亀山市歴史博物館所蔵加藤家文書三四・〇・二〇）。長瀬神社の神主とともに武備神社の神主でもある。

貞享四年（一六八七）には平尾村のみむこじんじや弥牟居神社（神明天王社）

神主の岡山因幡守信重が風折烏帽子・狩衣着用許可の神道裁許状を得ているが（『九々五集』巻第三上寺社・寺院部一三七頁）、その後、岡山家は廃絶した（『郷方覚書』）。宝永五年（一七〇八）には野村忍山神社神主平茂清は吉田家を執奏家にして朝廷から従五位下治部少輔に任ぜられている（『九々五集』巻第三上寺社・寺院部一四〇頁）。在地では芝原ないしは大久保を称している。野村神主家は和泉・但馬・治部を称する歴代がいて（『郷方覚書』）、寛永九年（一六三二）の三宅康盛家臣永田清右衛門・石川半兵衛連署寄進状によれば、野村和泉は東町八幡・西町権現・野村天王を兼帯している神主であり、野村和泉居屋敷は三宅康信・同康盛・本多俊次・石川昌勝と代々の藩主によって寄進されている。野村但馬は寛文十年（一六七〇）に板倉重常によって居屋敷が安堵されている。また野村では芝原

但馬として牛頭天王・忍山大明神・稻荷大明神・天王八王寺・天神の五社を兼帯している（『九々五集』卷第三上寺社・寺院部一〇一〜一〇三頁、卷第六上古新高・所務部二九七頁）。

上野村には吉田家門弟の丹後がいて、享保三年（一七一八）に吉田家発給の「宗源宣旨」によつて同村の熊野権現が正一位の神階を得ている（『九々五集』卷第六中古新高・所務部三六七・三六九頁）。『九々五集』によれば、ほかにも吉田家門弟として、平尾村の因幡、小岐須村の越後、平野村の伊豆、岡田村の越後、木下村の出雲・川村日向、原村の豊後、川崎村の左伝、国府村の宮崎出羽守などが確認できる（『九々五集』卷第六中古新高・所務部三六三・三四六・三七八・三八二・三八五・三九三・四〇五・四〇六頁、「亀山御領分雜記」三重県立図書館所蔵）。

文化四年（一八〇七）に刊行された速水房常編『神祇管領吉田家諸国社家執奏記』によれば、伊勢国は次のような二四社が吉田家配下となっている（『神道大系』論説編九卜部神道（下）・四六二頁。なお傍線は筆者による）。

伊勢国
鈴鹿山 山本 四日市 四五百森 多度 古河 白子
鈴鹿社 椿社 諏方 八幡 多度社 正一位八王子 勝手社
忍山社 伊奈富社 武備社 薦野 正八幡 八王子 神館神明 神明
長常 小森 小山中 中万 小岐須 小岐須 川崎
神明 栗嶋 加當社 石前社 小岸大神 県主穂落社 那久志
里社 六所社 熊野 八幡 西外面

亀山藩領では山本村の椿社、野村の忍山社、長沢村の武備社、小岐須村の小岸大神、川崎村の県主穂落社だけであるが、先に見たようにこれだけにとどまるものではない。これは有職故実家の速水房常が把握しえた分だけを記載したことになる。

吉田家では專業神主の掌握と白川家への対抗のために、寛文五年（一六六五）に出された諸社禰宜神主法度の再触を願いで、天明二（一七八二）年十月に同法度は再触される。吉田家が專業神主を門弟にするだけでなく、白川家においても門弟

獲得がめざされる。

同じく神祇道を家業とする白川家が伊勢国に進出した近世の早い例では、寛文年間、藩主石川昌勝に藩医として仕えた六人部玄東むとべげんとうは神道学者として白川家の印可状いんかじょうを得ている（山田木水『亀山地方郷土史』第二巻・一一八頁）。元文六年（一七四一）には関木崎村の若村宮内、明和六年（一七六九）には亀山の荒川左近・河内、仲近江、牧野伊予が白川家門弟となっている（近藤喜博編『白川家門人帳』三〇頁）。白川家の場合、神社との関係というよりは個人として白川家の門弟になっているようである。

神主の專業化 近世を通じて神主家が大幅に増加するわけではないが、元禄から天保にかけて微増している。神主家では、神事勤仕の安堵あんど（つまり神職安堵）、神職としての名乗・官途・官位、神祇道の伝授などを得て世襲化する。亀山藩領では、神主家が本所の吉田家に種々の願い事や上申をする場合、大庄屋を介することになっていた。たとえば、官位を望む長瀬神社の金森吉房は、大庄屋の打田権四郎にその意志を伝え、打田権四郎から吉田家にその望みを伝え書状を送っている。打田が「本山・本寺方へ当領が如此ノ書状しよじょうハ、拙者つかまつりきたりそうろうが仕来候」と注記しているように、神社の神官に限らず、藩領の寺院が本山・本寺に願い事や上申をする場合にも、大庄屋を介することになっていたのである（『九々五集』卷第三上寺社・寺院部一四五頁）。

山本家や金森家（田上家）のように神主が代替する際には、吉田家門弟は次のような吉田家に継目つぎめの許状を上願する（個人所蔵文書）。

奉願

一 継目御許状 願名越前

中臣祓 三種大祓

六根清浄祓

参詣次第

奉幣略次第

日拝大事 月拝大事 護身神法 神供呪文 神酒呪文
地鎮次第

右之通奉願候間、宜御沙汰可被下候、以上

勢州鈴鹿郡能褒野長口

日本武尊陵武備神社

長瀬神社神主

文化十三年子十月

田上宮内

諸安（花押）

御本所様

御役人中様

これは文化十三年（一八一六）に田上宮内諸安が神職の継目を越前の名前で許可することを願い出たものであるが、あわせて中臣祓以下一の吉田神道の相伝も願い出ている。

專業神主と宗門人別 『九々五集』によれば、元禄五年（一六九二）の改めで神祇道を宗旨とするものは二四人であったが（巻第六上古新高・所務部二八六頁）、これは檀那寺の檀家であることを離れて、つまり寺が宗旨を保証する寺請を離れて、神社が神祇道という宗旨を保証する神道請しんとううけであると思われる。宗門人別は幕府・藩の政策なので、寺請から神道請に変えるには、藩の了解が必要となる。京都の公家吉田家などは同家門弟の宗旨を保証する形で神道請への変更に関与している。

山本村椿大明神の神主山本家は、慶長一〇年（一六〇五）に吉田家から神道裁許状を得ていたが、宗旨は高田宗（浄土真宗高田派）であったようで、元禄二年（一六八九）に吉田家門弟として神祇道に改宗し、貞享五年（一六八八）には布齋服着用の許可を得て、同十四年（一七〇一）には山本行光は従五位下の官位を得ている。つまりもともとおそらく百姓身分で神主を兼ねる兼業神主であったが、專業神主になったということである。改宗にあつては山本家が吉田家に働きかけ、それを受けて

吉田家が亀山藩に働きかけている。元禄二年に吉田家は山本佐渡が神祇道を学び神職を相続していること、吉田家許状を得ていることからキリシタンではないことを保証して亀山藩に改宗を依頼している（『九々五集』巻第三上寺社・寺院部一〇五―一〇九頁）。『九々五集』では山本家の家族三六人が同時に高田宗から神祇道に改宗したことになるが、一般的に宗門改はその結果を宗旨人別改帳に家ごとには記載することにはなっている。ただし宗旨の確認は家単位ではなく個々人の宗旨を確認するので（したがって地域・時期によっては一つの家で檀那寺が複数あるという複檀家の事例もある）、神主が神祇道に改宗したからただちにその家族も自動的に神祇道に改宗できるものではない。吉田家家司書状（個人所蔵文書）では「神主以下社人神子」の改宗が依頼されているが、社人・神子も神主と同じように吉田家から許状を得る必要がある。宝暦前後と見られる亥六月付の吉田家書状では、亀山藩領の吉田家門弟田上筑前守（長江村長瀬神社神主）・桜井信濃（井尻村神明祠官）・舘若狭（小岐須村小岸太神社神主）・杉山志摩（平野村加茂大明神神主）・杉山和泉（原村天一鋏田神社神主）の五人について次のように依頼している。

右五人宗門御改之節、証文之事申断候、抑為神職者代々奉仕神、殊帯神祇管領之許状上者、全以切支丹邪宗之法ニ而無之候条、御改之節、右之輩家内一統寺院之抱無之、神職之事済候様宜預御沙汰候、以上

元禄二年（一六八九）の依頼状に比べると、書式として薄礼になっっている。吉田家は五人の神職家とその家内一統について神道請を依頼している。この意向が吉田家の意向か、あるいは五人の神職の意向かは、判断がむずかしいが、他国の例も考え併せると、五人の神職がその家内一統についても神道請を吉田家に上願して、それを受けて吉田家がこのような依頼状を亀山藩

に出したと考えるべきであろう。その際、神主を含めて家内一統は「神主以下社人神子」の扱いで神道請が上願されたとみられる。この結果、神主を含めて家内一統が神道請になったと思われる。たとえば桜井家では、享和三年（一八〇三）没の藤原延吉、文政三年（一八二〇）没の藤原延定、文化六年（貼紙では文政六年）に美佐濃十三回忌、杉山家では、天保十三年（一八四二）没の加茂神主嫡男藤原氏次、天保十四年（一八四三）没の加茂神主藤原氏秀対馬守の妻秀野は神葬祭である。神葬祭では、仏式と異なり、家の祭壇には神式位牌である神主を祭り、墓石も神式となる。これらから桜井家・杉山家は「神主以下社人神子」として家内一統が寺請を離れ神道請になったとみられる。